

自主点検報告欄

理事長					担当者

自主点検の実施 令和 年 月 日

理事長への報告 令和 年 月 日

福岡市 社会福祉法人・施設 監査基準

経 理

(令和5年度版)

福岡市福祉局

チェックは施設ごとではなく、本市所管施設のすべてを対象としてください。

法人名： _____

	目
留意事項	3
第1 財務管理	
1 目的及び適用範囲	4
2 経理規程	4
3 管理組織の確立	4
4 予算と経理	5
5 一般原則	5
6 会計年度	8
7 会計の区分(事業区分、拠点区分、サービス区分)等	8
8 内部取引	12
9 公益事業、収益事業	13
10 その他	13
第2 決算	
1 資金収支計算書	14
2 事業活動計算書	18
3 貸借対照表	20
4 財産目録	30
5 附属明細書	31
6 計算書類の注記	35
7 社会福祉充実残額の算定	37
8 総括	38
9 その他	41
第3 資産	
1 現金	42
2 預金	43
3 資金運用	43
4 固定資産管理	43
5 その他	44

	次
第4 負債	
1 借入金	45
2 引当金	45
3 管理費一時金	48
4 その他	48
第5 純資産	
1 純資産の区分	49
2 基本金	49
3 国庫補助金等特別積立金	51
4 その他の積立金	54
5 運営費(措置費)対象施設	55
6 就労支援事業に関する積立金	58
7 授産事業に関する積立金	59
8 移行時特別積立金	59
9 その他	59
第6 収入	
1 利用料収入等	60
2 各種補助金収入等	60
3 寄附金収入等	60
4 実費徴収金、雑収入	62
5 その他	62
第7 支出	
1 人件費	63
2 事務費	63
3 事業費	65
4 固定資産取得支出	66
5 民改費加算額等に係る取扱い	66
6 支出における要返還額の取扱い	67

	目
第8 共通経費	
1 共通収入支出等の配分	68
第9 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の 資金移動等	
1 拠点区分間等の資金移動	69
2 運用収入(利息等)	69
3 拠点区分間等の貸付金(借入金)残高	70
4 資金の繰入れ、繰替使用	71
5 その他	71
第10 経理事務処理	
1 証憑書類等	72
2 月次報告	72
3 計算関係書類・帳簿等	72
4 その他	72

	次
第11 契約	
1 高額な契約	73
2 入札	73
3 価格による随意契約	73
4 継続的な契約	74
5 契約書等	74
6 その他	74
第12 運営費の弾力運用に関する要件	
1 運営費の弾力運用に関する要件	74
第13 移行時特別積立金等の取扱い	
1 障害者総合支援法関係	76
2 特別養護老人ホーム	77

留 意 事 項

1 「評価区分」について

評価区分	説 明	指導形態	改善報告
A	1 福祉関係法令又は通知等に明らかに違反しており、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に重大な支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営の根幹に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書指導	要 (文書)
B	1 福祉関係法令又は通知等に照らして不備があり、社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉法人、社会福祉事業等の経営に関わる事項であり、改善を必要とする場合		
C	評価区分のA又はBには該当しないが、改善を必要とする場合	口頭指導	不要

- 評価区分の決定にあたっては、各評価区分の説明欄に示す内容により取り扱うこととしますが、違反や不備に至った経緯、背景や、指導を行った時点における法人・施設の対応状況等を勘案して決定する場合があります。
- 前年度指導したにもかかわらず、全く改善されていない場合は、指導内容の重大性に応じ、上位の評価区分とする場合があります。
- 評価区分Aの改善指示事項(要約)及び改善状況は福岡市のホームページで公表します。

2 改正箇所の表示について

アンダーラインのある箇所は、変更・追加を行った箇所です。なお、単なる見出し番号の変更や字句の修正等は示していません。

3 「自主点検」欄について

各項目の「自主点検」欄について、該当がある場合は「適」・「不適」のいずれかに○を付し、**該当がない場合は「—」で消してください。**また、点検結果は、理事長まで報告してください。なお、点検結果は、実地監査又は書面監査の際に確認します。

4 「根拠法令等」欄に掲載する根拠法令・通知等の略名について

- ・会計基準省令 : 平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」(令和3年11月12日最終改正)
- ・運用上の取扱い : 平成28年3月31日雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(令和3年11月12日最終改正)
- ・運用上の留意事項 : 平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(令和3年11月12日最終改正)
- ・指導監査実施要綱 : 平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(令和4年3月14日最終改正)
- ・指導監督徹底通知 : 平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成30年3月30日最終改正)
- ・審査基準 : 平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について(通知)」別紙1「社会福祉法人審査基準」(令和2年12月25日最終改正)
- ・審査要領 : 平成12年12月1日障企第59号・社援第35号・老計第52号・児企第33号「社会福祉法人の認可について(通知)」別紙「社会福祉法人審査要領」(令和2年3月31日最終改正)
- ・入札契約等通知 : 平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」
- ・Q&A : 平成23年7月27日事務連絡「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて(Q&A)」
- ・繰越金取扱い通知 : 平成12年3月10日老発第2188号「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成26年6月30日最終改正)
- ・移行時特別積立金取扱通知 : 平成18年10月18日障発第1018003号「障害者自立支援法(障害者総合支援法)の施行に伴う移行時特別積立金の取扱いについて」(平成19年3月30日最終改正)
- ・弾力運用局長通知 : 平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成29年3月29日最終改正)
- ・弾力運用課長通知 : 平成16年3月12日雇児福発第0312001号・社援基発第0312001号・障障発第0312002号・老計発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成29年3月29日最終改正)
- ・利用料取扱指針 : 平成20年5月30日老発第0530003号「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」

第1 財務管理（目的及び適用範囲）／（経理規程）／（管理組織の確立）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第1 財務管理 1 目的及び適用範囲	1 社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計について会計基準が適用されているか。	・会計基準省令第1条	1 社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。 2 社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。 3 この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。	・会計基準を適用していない。	A	適・不適
2 経理規程	1 経理規程は、会計基準省令等に基づき定められているか。	・留意事項1(4)	法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。	・経理規程が会計基準省令等に基づいていない。	B	適・不適
	2 経理規程に基づく会計処理を行っているか。			・経理規程に基づく会計処理を行っていない。	A	適・不適
3 管理組織の確立	1 管理運営体制は確保されているか。	・留意事項1(1)	法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。 また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。	・管理運営体制が確保されていない。	B	適・不適
	2 会計責任者（統括会計責任者）及び出納職員を、拠点区分又はサービス区分ごとに明確に任命しているか。			・辞令を交付していない。	B	適・不適
				・拠点区分又はサービス区分ごとに明確に任命されていない。	B	適・不適
	3 会計責任者と出納職員が兼務となっていないか。			・留意事項1(1) ・指導監督徹底通知5(3)ア	会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部牽制組織を確立すること。	・会計責任者と出納職員が兼務し、内部牽制組織が確立されていない。
4 利用者預り金等の管理が適切に行われているか。	・留意事項1(3) ・指導監督徹底通知5(4)エ	施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。 なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。	・適切に管理されていない。	B	適・不適 利用者預り金がある場合は チェック要	

第1 財務管理（予算と経理）／（一般原則）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
4 予算と経理	1 事業計画に基づいた資金収支予算書が作成されているか。	・留意事項2(1)	法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。 また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。	・事業計画に基づいた資金収支予算書が作成されていない。	B	適・不適
	2 拠点区分ごとに収入支出予算が編成されているか。			・拠点区分(又はサービス区分)ごとに収入支出予算が編成されていない。	B	適・不適
	3 資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書勘定科目に準拠しているか。		(補足) 拠点区分を予算管理の単位としているが、必要に応じてサービス区分ごとに予算を編成してもよい。サービス区分ごとに予算を編成する場合は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の様式を参照のこと。	・勘定科目が、資金収支計算書勘定科目に準拠していない。	B	適・不適
	4 全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいた事業活動が行われているか。 また、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合、補正予算は適切に編成されているか。	・留意事項2(2)	法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。 なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。	・予算の編成が適切でない。 ・補正予算が適切に編成されていない。	B B	適・不適 適・不適 予算の補正がある場合はチェック要
	5 拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備えているか。	・留意事項2(3)	会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。	・拠点区分ごとに作成されていない。	B	適・不適
5 一般原則	1 計算書類(貸借対照表及び資金収支計算書並びに事業活動計算書をいう。)及び附属明細書並びに財産目録が作成されているか。	・会計基準省令第2条	社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録(以下「計算関係書類」という。)を作成しなければならない。	・必要な計算書類等が作成されていない。	B	適・不適
	(1) 計算書類は、資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示されているか。(明瞭性の原則)	・会計基準省令第2条(一)	(会計原則) 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。	・計算書類が明瞭性の原則に従って作成されていない。	B	適・不適
	(2) 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成されているか。(正規の簿記の原則)	・会計基準省令第2条(二)	計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。	・計算書類が正規の簿記の原則に従って作成されていない。	B	適・不適
	(3) 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度これを継続して適用されているか。(継続性の原則)	・会計基準省令第2条(三)	採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。	・計算書類が継続性の原則に従って作成されていない。	B	適・不適

第1 財務管理（一般原則）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(5 一般原則)	(4) 重要性の原則を適用している場合、その適用範囲は適切か。(重要性の原則)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第2条(四) ・運用上の取扱い1 	<p>重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。</p> <p>(運用上の取扱い1) 重要性の原則の適用について重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。</p> <p>(1) 消耗品、貯蔵品等のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。</p> <p>(2) 保険料、貸借料、受取利息配当金、借入金利息、法人税等に係る前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。</p> <p>(3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。</p> <p>(4) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。</p> <p>(5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。</p> <p>(6) 法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。</p> <p>なお、財産目録の表示に関しても重要性の原則が適用される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要性の原則の適用が適切でない。 	B	適・不適
	2 必要な計算関係書類が作成されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第7条の2第1項 	<p>1 法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該会計年度に係る次に掲げる貸借対照表</p> <p>イ 法人単位貸借対照表</p> <p>ロ 貸借対照表内訳表</p> <p>ハ 事業区分貸借対照表内訳表</p> <p>ニ 拠点区分貸借対照表</p> <p>二 当該会計年度に係る次に掲げる収支計算書</p> <p>イ 次に掲げる資金収支計算書</p> <p>(1) 法人単位資金収支計算書</p> <p>(2) 資金収支内訳表</p> <p>(3) 事業区分資金収支内訳表</p> <p>(4) 拠点区分資金収支計算書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な計算関係書類が作成されていない。 	B	適・不適

第1 財務管理（一般原則）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(5 一般原則)		<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第30条第2項 ・会計基準省令第31条～34条 ・会計基準省令第7条第2項 ・留意事項7 (1)、(2)、(3) 	<p>ロ 次に掲げる事業活動計算書</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人単位事業活動計算書 (2) 事業活動内訳表 (3) 事業区分事業活動内訳表 (4) 拠点区分事業活動計算書 <p>当該会計年度における計算書類の附属明細書</p> <p>当該会計年度末現在における財産目録</p> <p>2 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める計算書類の作成を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業区分が法第二条第一項に規定する社会福祉事業のみである場合 次条第1項第一号ロ 二 拠点区分の数が一である場合 次条第1項第一号ロ、ハ及びニ 三 事業区分において拠点区分の数が一である場合 次条第1項第一号ハ <p>3 作成を省略できる計算書類の様式</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合 拠点区分を設定した結果すべての拠点が社会福祉事業に該当する法人は、会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式及び第3号第2様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。 (2) 拠点区分が1つの法人の場合 拠点区分が1つの法人は、会計基準省令第1号第2様式、第1号第3様式、第2号第2様式、第2号第3様式、第3号第2様式及び第3号第3様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。 (3) 拠点区分が1つの事業区分の場合 拠点区分が1つの事業区分は、会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式及び第3号第3様式の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記（法人全体用）「5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分」にその旨を記載するものとする。 			

第1 財務管理 (一般原則) / (総額表示) / (会計年度) / (会計の区分)

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(5 一般原則)		<ul style="list-style-type: none"> 運用上の取扱い 25(2)ウ 	<p>(4) サービス区分が1つの拠点区分の場合 サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))の作成を省略できる。この場合、計算書類に対する注記(拠点区分用)「4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分」にその旨を記載するものとする。</p>			
6 会計年度	会計年度は4月1日から3月31日となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法 第45条の23 第2項 	<p>社会福祉法人の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度の始期・終期が適正でない。 	B	適・不適
7 会計の区分 (1) 事業区分	事業区分の設定は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 会計基準省令 第10条第1項 留意事項4(3) (Q&A 問21) 	<p>1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。</p> <p>2 各拠点区分について、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。 なお、事業区分資金収支内訳表、事業区分事業活動内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、当該事業区分に属するそれぞれの拠点区分の拠点区分資金収支計算書、拠点区分事業活動計算書及び拠点区分貸借対照表を合計し、内部取引を相殺消去して作成するものとする。</p> <p>3 運用指針「4. 拠点区分について」(3)の規定により、その拠点での主たる事業が社会福祉事業であれば、一体的に実施する小規模な公益事業も含めて社会福祉事業区分に計上することとなる。一体的に実施する小規模な事業については、サービス区分を設定することで、収支の実態がわかるようにしている。 なお、収益事業は、社会福祉事業(及び公益事業)とは別の拠点区分とするので、収益事業の拠点はそのまま収益事業区分に計上する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業区分の設定が適切でない。 	B	適・不適

第1 財務管理（会計の区分）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(2) 拠点区分	拠点区分の設定は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第10条第1項 ・運用上の取扱い2 ・留意事項4(1) ・留意事項4(2)ア ・留意事項4(2)イ 	<p>1 社会福祉法人は計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならない。</p> <p>2 拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。</p> <p>3 拠点区分は、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。 公益事業(社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く)若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。</p> <p>4 施設の取扱い 次の施設の会計は、それぞれの施設ごと（同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれの施設ごと）に独立した拠点区分とするものとする。（一部省略） (ア) 生活保護法第38条第1項に定める保護施設 (イ) 身体障害者福祉法第5条第1項に定める社会参加支援施設 (ロ) 老人福祉法第20条の4に定める養護老人ホーム (ハ) 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホーム (ニ) 老人福祉法第20条の6に定める軽費養護老人ホーム (ホ) 老人福祉法第29条第1項に定める有料老人ホーム (ヘ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に定める障害者支援施設 (ヘ) 介護保険法第8条第28項に定める介護老人保健施設 (セ) 医療法第1条の5に定める病院及び診療所（入所施設に附属する医務室を除く） なお、当該施設で一体的に実施されている(ア)から(シ)まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、イの規定にかかわらず、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。</p> <p>5 事業所又は事務所の取扱い 上記(ア)から(シ)まで以外の社会福祉事業及び公益事業については、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点とする。なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計を処理することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点区分の設定が適切でない。 	B	適・不適

第1 財務管理（会計の区分）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(2) 拠点区分)		<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項4(2)ウ ・留意事項4(2)エ 	<p>6 障害福祉サービスの取扱い</p> <p>障害福祉サービスについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（以下「指定基準」という。）に規定する一の指定障害福祉サービス事業所若しくは多機能型事業所として取り扱われる複数の事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）（以下「指定施設基準」という。）に規定する一の指定障害者支援施設等（指定施設基準に規定する指定障害者支援施設等をいう。）として取り扱われる複数の施設においては、同一拠点区分として会計を処理することができる。</p> <p>また、これらの事業所又は施設でない場合があっても、会計が一元的に管理されている複数の事業所又は施設においては、同一拠点区分とすることができる。</p> <p>7 その他</p> <p>新たに施設を建設するときは拠点区分を設けることができる。</p>			
(3) サービス区分	サービス区分の設定は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第10条第2項 ・運用上の取扱い3 	<p>1 拠点区分には、サービス区分（社会福祉法人がその行う事業の内容に応じて設ける区分をいう。以下同じ。）を設けなければならない。</p> <p>2 サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば以下のようなものがある。（一部省略）</p> <p>(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分</p> <p>また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス区分の設定が適切でない。 	B	適・不適

第1 財務管理（会計の区分）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(3) サービス区分)		<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項5(1) ・留意事項5(2)ア ・留意事項5(2)イ 	<p>3 サービス区分の意味 サービス区分については、拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合に設定する。</p> <p>4 原則的な方法 介護保険サービス及び障害福祉サービスについては、運用上の取り扱い第3に規定する指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分することが定められている事業をサービス区分とする。 他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。 なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる。</p> <p>5 簡便的な方法 次のような場合は、同一のサービス区分として差し支えない。</p> <p>(ア) 介護保険関係 以下の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問介護と第1号訪問事業 ・指定通所介護と第1号通所事業 ・指定地域密着型通所介護と第1号通所事業 ・指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業 ・指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護 ・指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護 ・指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護 ・指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与 ・福祉用具販売と介護予防福祉用具販売 ・指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業 			

第1 財務管理（会計の区分）／（内部取引）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(4) 本部会計の区分	1 本部会計は適切に区分されているか。	・留意事項6	1 本部会計の区分について 本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができるが、社会福祉法第125条第4号に規定される社会福祉連携推進法人への資金の貸付けを行う法人については、拠点区分とする。 なお、介護保険サービス、障害福祉サービス、子どものための教育・保育給付費並びに措置費による事業の資金使途制限に関する通知において、これらの事業から本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにもかかわらず、年度内返済が行われていない場合は、サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書(別紙3(㉔))を作成するものとする。 法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の拠点区分又はサービス区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当なものとする。	・本部会計が適切に区分されていない。	B	適・不適
	2 法人本部に係る経費は妥当なものとなっているか。			・法人本部に係る経費が妥当なものとなっていない。	B	適・不適
8 内部取引	計算書類の作成に関して内部取引が相殺消去されているか。	・会計基準省令第11条 ・運用上の取扱い4	1 社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、内部取引の相殺消去をするものとする。 2 内部取引の相殺消去について 社会福祉法人が有する事業区分間、拠点区分間において生ずる内部取引について、異なる事業区分間の取引を事業区分間取引とし、同一事業区分内の拠点区分間の取引を拠点区分間取引という。同一拠点区分内のサービス区分間の取引をサービス区分間取引という。 事業区分間取引により生じる内部取引高は、資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の事業区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。 また、拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分間資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去するものとする。当該社会福祉法人の拠点区分間における内部貸借取引の残高は、事業区分貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。 なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉓))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉒))において相殺消去するものとする。	・内部取引が相殺消去されていない。	B	適・不適

第1 財務管理（内部取引）／（公益事業・収益事業）／（その他）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(8 内部取引)		・留意事項23	3 内部取引の相殺消去について 運用上の取扱い第4に規定する内部取引の相殺消去には、ある事業区分、拠点区分又はサービス区分から他の事業区分、拠点区分又はサービス区分への財貨又はサービスの提供を外部との取引と同様に収益（収入）・費用（支出）として処理した取引も含むものとする。 例えば、就労支援事業のある拠点区分において製造した物品を他の拠点区分で給食として消費した場合には、就労支援事業収益（収入）と給食費（支出）を、内部取引消去欄で相殺消去する取扱いをするものとする。			
9 公益事業、 収益事業	公益事業、収益事業の内容に問題はないか。	・社会福祉法 第26条 ・社会福祉法 第57条 ・審査基準 ・審査要領	◎ 社会福祉法第26条 1 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業又は収益事業を行うことができる。 2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。 ◎ 社会福祉法第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。 ◎ 審査基準第1-2-(6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。 ◎ 審査要領第1-2、3	・公益事業、収益事業の事業区分が適切でない。 ・公益事業、収益事業の剰余金の充当方法が適切でない。	B A	適・不適 公益事業又は収益事業を実施の場合はチェック要 適・不適 公益事業又は収益事業を実施の場合はチェック要
10 その他	その他、財務管理に関する事項で問題のある事項はないか。			・重大な問題がある。 ・問題がある。	A B	適・不適 適・不適

第2 決算（資金収支計算書）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第2 決算 1 資金収支計算書 (1) 資金収支計算書の内容	資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況が明瞭に表示されているか。	・会計基準省令第12条	資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。	・資金収支計算書が、全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示していない。	B	適・不適
(2) 資金収支計算書の資金の範囲	1 支払資金は、流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債との差額となっているか。 2 資産及び負債の流動と固定の区分が適切に行われているか。 3 棚卸資産の会計処理等は適切に行われているか。	・会計基準省令第13条 ・運用上の取扱い5 ・運用上の取扱い6 ・留意事項16	1 支払資金は、流動資産及び流動負債とし、支払資金残高は、流動資産と流動負債との差額とする。 2 支払資金について 資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうち回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、仮払金等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債をいう。ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。支払資金の残高は、これらの流動資産と流動負債の差額をいう。 ◎ 第2 決算（貸借対照表） 3-(2)「貸借対照表の区分」（20ページ）を参照のこと。 棚卸資産については、原則として、資金収支計算書上は購入時等に支出として処理するが、事業活動計算書上は当該棚卸資産を販売等した時に費用として処理するものとする。	・支払資金残高が、流動資産と流動負債との差額となっていない。 ・資産及び負債の流動と固定の区分が適切でない。 ・棚卸資産の会計処理等が適切でない。	B B	適・不適 適・不適 棚卸資産を保有している場合はチェック要
(3) 資金収支計算の方法	資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行われているか。	・会計基準省令第14条第1項	資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。	・資金収支計算が適切でない。	B	適・不適
(4) 資金収支計算書の区分	資金収支計算書は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少の状況について、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支に区分して記載されているか。	・会計基準省令第15条	資金収支計算書は、次に掲げる収支に区分するものとする。 一 事業活動による収支 二 施設整備等による収支 三 その他の活動による収支	・収支の区分が適切でない。	B	適・不適

第2 決算（資金収支計算書）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(5) 資金収支計算書の構成						
① 事業活動による収支	事業活動による収支は、適切に記載されているか。	・会計基準省令第16条第1項	事業活動による収支には、経常的な事業活動による収入(受取利息配当金収入を含む。)及び支出(支払利息支出を含む。)を記載し、事業活動による収支の収入から支出を控除した額を事業活動資金収支差額として記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適
② 施設整備等による収支	施設整備等による収支は、適切に記載されているか。	・会計基準省令第16条第2項	施設整備等による収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、設備資金借入金収入、設備資金借入金元金償還支出その他施設整備等に係る収入及び支出を記載し、施設整備等による収支の収入から支出を控除した額を施設整備等資金収支差額として記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適
③ その他の活動による収支	その他の活動による収支は、適切に記載されているか。	・会計基準省令第16条第3項	その他の活動による収支には、長期運営資金の借入れ及び返済、積立資産の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入(受取利息配当金収入を除く。)及び支出(支払利息支出を除く。)並びに事業活動による収支及び施設整備等による収支に属さない収入及び支出を記載し、その他の活動による収支の収入から支出を控除した額をその他の活動資金収支差額として記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適
	借入金の扱いについて、適切に行われているか。	・留意事項8	借入金の借入れ及び償還に係る会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。 なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書(別紙3(①))を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に(協調融資)と記載するものとする。 また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載するものとする。	・借入金の扱いが適切でない。	B	適・不適 借入金がある場合はチェック要
	各種補助金の扱いについて、適切に行われているか。	・留意事項10	施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、当該区分で受入れることとする。	・各種補助金の扱いが適切でない。	B	適・不適 補助金収入がある場合はチェック要

第2 決算（資金収支計算書）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
④ 資金収支差額等	当期資金収支差額合計（事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額の合計）及び当期末支払資金残高は正確に記載されているか。	・会計基準省令第16条第4項	資金収支計算書には、第1項の事業活動資金収支差額、第2項の施設整備等資金収支差額及び前項のその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額合計として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。	・正確に記載されていない。	B	適・不適
⑤ 予算対比	資金収支計算書は、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載されているか。	・会計基準省令第16条第5項	法人単位資金収支計算書及び拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。	・決算の額と予算の額を対比して記載されていない。	B	適・不適
⑥ 決算予算差異	決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載されているか。	・会計基準省令第16条第6項	前項の場合において、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。	・備考欄が設けられていない。 ・著しい差異がある場合、その理由が備考欄に記載されていない。	B B	適・不適 適・不適
	資金収支計算書の「予算額」欄に記入する場合は、最終補正予算額で計上されているか。	・Q&A問14	(Q) 資金収支計算書の「予算額」欄に記入する場合は、当初予算額と最終補正予算額のどちらを計上すればよいか。 (A) 最終補正予算額で計上してください。	・最終補正予算額で計上されていない。	B	適・不適 予算の補正がある場合はチェック要
(6) 資金収支計算書の種類及び様式	資金収支計算書の種類及び様式は適切か。	・会計基準省令第17条第1項～第4項 ・留意事項7	1 法人単位資金収支計算書は、法人全体について表示するものとする。 2 資金収支内訳表及び事業区分資金収支内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。 3 拠点区分資金収支計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。 4 第1項から前項までの様式は、第1号第1様式から第4様式までのとおりとする。 5 作成を省略できる計算書類の様式 (第1 財務管理 5一般原則の2「必要な必要な計算関係書類が作成されているか。」(6～8 ページ)に記載)	・資金収支計算書の種類及び様式が適切でない。	B	適・不適

第2決算（資金収支計算書）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(7) 資金収支計算書の勘定科目	資金収支計算書の勘定科目は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第18条 ・留意事項25(1) 	<p>資金収支計算書に記載する勘定科目は、別表第一のとおりとする。</p> <p>(計算書類の勘定科目) 勘定科目は別添3に定めるとおりとする。 会計基準省令第1号第1～第3様式、第2号第1～第3様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略することができる。ただし、追加・修正はできないものとする。会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。</p> <p>また、会計基準省令第3号第1～第4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。</p> <p>運用上の取扱い別紙3(㊸)及び別紙3(㊹)については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。</p> <p>勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。</p> <p>なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。</p> <p>また、計算書類の様式又は別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勘定科目が適切でない。 	B	適・不適

第2 決算（事業活動計算書）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
2 事業活動計算書						
(1) 事業活動計算書の内容	事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容が明瞭に表示されているか。	・会計基準省令第19条	事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示するものでなければならない。	・事業活動計算書が、全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示していない。	B	適・不適
(2) 事業活動計算の方法	当該会計年度における純資産の増減に基づいて行っているか。	・会計基準省令第20条第1項	事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。	・事業活動計算が適切でない。	B	適・不適
(3) 事業活動計算書の区分	事業活動計算書は、当該会計年度における全ての純資産の増減の内容について、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分して記載されているか。	・会計基準省令第21条	事業活動計算書は、次に掲げる部に区分するものとする。 一 サービス活動増減の部 二 サービス活動外増減の部 三 特別増減の部 四 繰越活動増減差額の部	・適切に区分されていない。	B	適・不適
(4) 事業活動計算書の構成	1 サービス活動増減の部の記載は適切か。 サービス活動費用に減価償却費等の控除項目として、国庫補助金等特別積立金取崩額を含めているか。	・会計基準省令第22条第1項	1 サービス活動増減の部には、サービス活動による収益及び費用を記載し、サービス活動増減の部の収益から費用を控除した額をサービス活動増減差額として記載するものとする。 この場合において、サービス活動費用には、減価償却費等の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。	・記載が適切でない。 ・国庫補助金等特別積立金取崩額を含めていない。	B	適・不適 当該積立金の取崩しがある場合は チェック要
	2 サービス活動外増減の部の記載は適切か。	・会計基準省令第22条第2項	2 サービス活動外増減の部には、受取利息配当金収益、支払利息、有価証券売却益、有価証券売却損その他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものを記載し、サービス活動外増減の部の収益から費用を控除した額をサービス活動外増減差額として記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適
	3 サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を、経常増減差額として記載しているか。	・会計基準省令第22条第3項	3 事業活動計算書には、サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額を加算した額を経常増減差額として記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適

第2 決算（事業活動計算書）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検	
(5) 事業活動計算書の種類及び様式	4 特別増減の部の記載は適切か。	・会計基準省令第22条第4項	4 特別増減の部には、第6条第1項の寄附金及び国庫補助金等の収益、基本金の組入額、国庫補助金等特別積立金の積立額、固定資産売却等に係る損益その他の臨時的な損益（金額が僅少なものを除く。）を記載し、特別増減の部の収益から費用を控除した額を特別増減差額として記載するものとする。 この場合において、国庫補助金等特別積立金を含む固定資産の売却損又は処分損を記載する場合には、特別費用の控除項目として国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。	・記載が適切でない。 ・国庫補助金等特別積立金取崩額を含めていない。	B	適・不適 除却等に伴う取崩しがある場合はチェック要	
	5 経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載しているか。	・会計基準省令第22条第5項	5 事業活動計算書には、経常増減差額に特別増減差額を加算した額を当期活動増減差額として記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適	
	6 繰越活動増減差額の部の記載は適切か。	・会計基準省令第22条第6項	6 繰越活動増減差額の部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、その他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適	
	事業活動計算書の種類及び様式は適切か。	・会計基準省令第23条 ・留意事項7	1 法人単位事業活動計算書は、法人全体について表示するものとする。 2 事業活動内訳表及び事業区分事業活動内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。 3 拠点区分事業活動計算書は、拠点区分別の情報を表示するものとする。 4 第1項から前項までの様式は第2号第1様式から第4様式までのとおりとする。 5 作成を省略できる計算書類の様式 （第1 財務管理 5一般原則の2「必要な計算関係書類が作成されているかも。」（6～8 ページ）に記載）	・事業活動計算書の種類及び様式が適切でない。	B	適・不適	
	(6) 事業活動計算書の勘定科目	事業活動計算書の勘定科目は適切か。	・会計基準省令第24条	事業活動計算書に記載する勘定科目は、別表第二のとおりとする。	・勘定科目が適切でない。	B	適・不適
			・留意事項25(1)	「第2決算 資金収支計算書(7)勘定科目」(17 ページ)を参照のこと。			

第2 決算（貸借対照表）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
3 貸借対照表 (1) 貸借対照表の内容	貸借対照表は年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態が明瞭に表示されているか。	・会計基準省令第25条	貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。	・貸借対照表が、全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示していない。	A	適・不適
(2) 貸借対照表の区分	貸借対照表の区分は適切か。	・会計基準省令第26条 ・運用上の取扱い6	1 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。 2 純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。 (資産及び負債の流動と固定の区分について) 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。 ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。 現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。	・区分が適切でない。	B	適・不適
(3) 貸借対照表価額	(貸借対照表価額は適切に計上されているか。) 1 資産の評価	・会計基準省令第4条第1項～第6項	1 資産については、次の2から6までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。 2 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。	・適切に計上されていない。	B	適・不適

第2 決算（貸借対照表）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(3) 貸借対照表価額	(1 資産の評価)	<p>・運用上の取扱い 1・13</p>	<p>3 会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付すことができる。</p> <p>4 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。</p> <p>5 満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債権をいう。第29条第1項第11号において同じ。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時価を付さなければならない。</p> <p>6 棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。</p> <p>1 重要性の原則の適用について (1) 消耗品、貯蔵品のうち、重要性が乏しいものについては、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。 (4) 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。</p> <p>13 外貨建ての資産及び負債の決算時における換算について 外国通貨、外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)及び外貨建有価証券等については、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。 決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。</p>			

第2 決算（貸借対照表）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(3) 貸借対照表価額	(1 資産の評価)	<p>・運用上の取扱い 14・15・16・17</p>	<p>14 受贈、交換によって取得した資産について (1) 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。 (2) 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。</p> <p>15 満期保有目的の債券について (1) 評価について 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 (2) 保有目的の変更について 満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。 満期保有目的の債券に分類している債券のうち、その一部を満期保有目的の債券以外の有価証券への振替又は償還期限前に売却を行った場合には、満期まで保有する意思を変更したものととして、他の満期保有目的債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。さらに、当該変更を行った年度及びその翌年度においては、新たに取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。ただし、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等により、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合は、満期まで保有する意思を変更したものとしない。したがって、保有目的の変更を行う必要はない。</p> <p>16 減価償却について (1) 減価償却の対象 耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価値が減ずる有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得価額が少額のものを除く。以下「償却資産」という。)に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。 なお、土地などの減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとする。</p>			

第2 決算（貸借対照表）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>((3) 貸借対照表価額)</p>	<p>(1 資産の評価)</p>	<p>(・運用上の取扱い 16・17)</p>	<p>(2) 減価償却の方法 減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法により償却計算を行う。 また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。なお、償却方法は拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。 (3) 減価償却累計額の表示 有形固定資産(有形リース資産を含む。)に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法(以下「直接法」という。)又は当該各資産科目の控除項目として掲記する方法(以下「間接法」という。)のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することも妨げない。 無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。</p> <p>17 固定資産の使用価値の見積もりについて (1) 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。 (2) 使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。</p>		<p>B</p>	<p>適・不適</p>
	<p>2 負債の評価</p>	<p>・会計基準省令第5条</p>	<p>1 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。 2 次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。 一 賞与引当金 二 退職給付引当金 三 役員退職慰労引当金</p>	<p>・適切に計上されていない。</p>	<p>B</p>	<p>適・不適</p>

第2 決算（貸借対照表）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
	3 純資産	・会計基準省令第6条	1 基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。 2 国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等の額を計上するものとする。 3 その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。	・適切に計上されていない。		
(4) 貸借対照表の種類及び様式	貸借対照表の種類及び様式は適切か。	・会計基準省令第27条 ・留意事項7	1 法人単位貸借対照表は、法人全体について表示するものとする。 2 貸借対照表内訳表及び事業区分貸借対照表内訳表は、事業区分の情報を表示するものとする。 3 拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示するものとする。 4 第1項から前項までの様式は、第3号第1様式から第4様式までのとおりとする。 作成を省略できる計算書類の様式 (第1 財務管理 5一般原則の2「必要な計算関係書類が作成されているか。」(6～8ページ)に記載)	・貸借対照表の種類及び様式が適切でない。	B	適・不適
(5) 貸借対照表の勘定科目	貸借対照表の勘定科目は適切か。	・会計基準省令第28条 ・留意事項24(3)	1 貸借対照表に記載する勘定科目は、別表第三のとおりとする。 「第2決算（資金収支計算書）(7)資金収支計算書の勘定科目」（17ページ）を参照のこと。 24 法人税、住民税及び事業税について (3) 法人税、住民税及び事業税のうちの未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて記載するものとする。 また、税効果会計を適用する場合に生じる繰延税金資産及び繰延税金負債は、当該科目名をもって固定資産又は固定負債に区分して記載するものとする。	・勘定科目が適切でない。	B	適・不適

第2 決算（貸借対照表）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(6) 減価償却	1 減価償却費の算定は適正か。	・会計基準省令第4条第2項	1 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日(会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第2項において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。	・減価償却費の算定方法が適正でない。 また、毎期継続して適用していない。	B	適・不適
	2 減価償却計算は資産の種類ごとに行っているか。	・運用上の取扱い16	2 減価償却について (1) 減価償却の対象 耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価額が減ずる有形固定資産及び無形固定資産(ただし、取得価額が少額なものは除く。以下「償却資産」という。)に対して毎期一定の方法により償却計算を行わなければならない。 なお、土地など減価が生じない資産(非償却資産)については、減価償却を行うことができないものとする。	・減価償却計算が資産の種類ごとに行われていない。	B	適・不適
	3 耐用年数の見積もりは妥当か。		(2) 減価償却の方法 減価償却の方法としては、有形固定資産については定額法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。 また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法により償却計算を行うものとする。 なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選択し、適用することができる。	・耐用年数の見積もりが妥当でない。	B	適・不適
	4 減価償却対象資産の範囲は適正か。		(3) 減価償却累計額の表示 有形固定資産(有形リース資産を含む。)に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除した残額のみを記載する方法(以下「直接法」という。)又は当該各資産科目の控除科目として掲記する方法(以下「間接法」という。)のいずれかによる。間接法の場合は、これらの資産に対する控除科目として一括して表示することも妨げない。 無形固定資産に対する減価償却累計額は直接法により表示する。	・減価償却対象資産の範囲が適正でない。	B	適・不適
		・留意事項17 (1)	3 減価償却について (1) 減価償却の対象と単位 減価償却は耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が、10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として資産ごととする。			

第2決算（貸借対照表）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(6) 減価償却	<p>(1) 減価償却費の算定は適正か。</p> <p>2 減価償却計算は資産の種類ごとに行っているか。</p> <p>3 耐用年数の見積もりは妥当か。</p> <p>4 減価償却対象資産の範囲は適正か。</p>	<p>・留意事項 17 (2)</p> <p>・留意事項 17 (3)</p> <p>・留意事項 17 (4)</p> <p>・留意事項 17 (5)</p> <p>・留意事項 17 (6)</p>	<p>(2) 残存価額</p> <p>ア 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の10%とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額(1円)まで償却を行うことができるものとする。</p> <p>イ 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(1円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。</p> <p>ウ 無形固定資産 無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。</p> <p>(3) 耐用年数 耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によるものとする。</p> <p>(4) 償却率等 減価償却の計算は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は別添2(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表)のとおりとする。</p> <p>(5) 減価償却計算期間の単位 減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものとする。ただし、年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を行うものとする。</p> <p>(6) 減価償却費の配分の基準</p> <p>ア 複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。</p> <p>イ ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。</p>			

第2決算（貸借対照表）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>((6) 減価償却)</p>	<p>(1) 減価償却費の算定は適正か。 2 減価償却計算は資産の種類ごとに行っているか。 3 耐用年数の見積もりは妥当か。 4 減価償却対象資産の範囲は適正か。)</p>	<p>・会計基準省令第4条第3項 ・留意事項22 ・運用上の取扱い17 ・Q&A 問4</p>	<p>4 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。</p> <p>5 資産価値の下落について 会計基準省令第4条第3項に規定する会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。</p> <p>6 固定資産の使用価値の見積りについて (1) 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られるものとする。 (2) 使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。</p> <p>7 使用価値について、具体的な計算方法については、日本公認会計士協会「公益法人会計基準に関する実務指針(その3)固定資産の減損会計6使用価値の算定」を参考のこと。</p>			

第2 決算（貸借対照表）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(7) リース資産について	1 リース会計処理は適切か。	・運用上の取扱い 8	<p>1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p> <p>(2) ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。</p> <p>(3) ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。</p> <p>(4) オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。</p> <p>(5) ファイナンス・リース取引におけるリース資産の取得価額及びリース債務の計上額については、原則として、リース料総額から利息相当額を控除するものとする。</p> <p>2 利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法(各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法)によるものとする。</p> <p>3 リース取引については、以下の項目を計算書類に注記するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を要しない。</p> <p>(1) ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法を注記する。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。</p>	・リース会計処理が適切でない。(ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の会計処理が適切でない。)	B	適・不適 該当がある場合は チェック要

第2 決算（貸借対照表）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(7) リース資産について	2 300万円を超えるリース資産に係る会計処理は適切であるか。	・留意事項20 (1)・(2)	4 リース会計について (1) リース会計処理について 企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。 土地、建物等の不動産のリース取引(契約上、賃貸借となっているものも含む。)についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。 なお、リース契約1件当たりのリース料総額(維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。)が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は運用上の取り扱い第8に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。	・300万円を超えるリース資産に係る会計処理が適切でない。	B	適・不適 該当がある場合は チェック要
	3 1件300万円以下のリース取引や、リース期間が1年以内のリース取引について、簡便法の適用は適切に行われているか。		(2) 利息相当額の各期への配分について リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用することができる。 ア 運用上の取り扱い第8の定めによらず、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。 イ 運用上の取り扱い第8の定めによらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができる。 なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、未経過リース料の期末残高(運用上の取り扱い第1で通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、運用上の取り扱い第8に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。)が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。	・簡便法の適用が適切でない。	B	適・不適 該当がある場合は チェック要

第2 決算（貸借対照表）／（財産目録）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(7) リース資産について 4 財産目録	1 財産目録の内容は適正か。	・会計基準省令第31条	(補足説明) ○ リース資産の償却方法 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、自己所有の固定資産と同じ減価償却方法で算定する。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。	・内容が適正でない。	B	適・不適 法人本部拠点及び法人本部サービス区分がある拠点はチェック要
	2 財産目録の区分は適正か。	・会計基準省令第32条	2 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部とに区分して純資産の額を表示するものとする。	・区分が適正でない。	B	適・不適 法人本部拠点及び法人本部サービス区分がある拠点はチェック要
	3 財産目録の金額は適正か。	・会計基準省令第33条	3 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。	・金額が適正でない。	B	適・不適 法人本部拠点及び法人本部サービス区分がある拠点はチェック要
	4 財産目録の様式は適正か。	・会計基準省令第34条 ・運用上の取扱い26	4 財産目録は、法人全体について表示するものとし、その様式は、社会・援護局長が定める。 ○ 財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は別紙4のとおりとする。	・様式が適正でない。	B	適・不適 法人本部拠点及び法人本部サービス区分がある拠点はチェック要

第2 決算（附属明細書）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>5 附属明細書 ・ 附属明細書の 内容・構成</p>	<p>1 附属明細書は適正に作成されているか</p>	<p>・ 会計基準省令第30条</p>	<p>1 附属明細書は、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>2 社会福祉法人が作成しなければならない附属明細書は次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号から第7号までに掲げる附属明細書にあっては法人全体について、第8号から第19号までに掲げる附属明細書にあっては拠点区分ごとに作成するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 借入金明細書 2 寄附金収益明細書 3 補助金事業等収益明細書 4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 5 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 6 基本金明細書 7 国庫補助金等特別積立金明細書 8 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 9 引当金明細書 10 拠点区分資金収支明細書 11 拠点区分事業活動明細書 12 積立金・積立資産明細書 13 サービス区分間繰入金明細書 14 サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 15 就労支援事業別事業活動明細書 16 就労支援事業製造原価明細書 17 就労支援事業販管費明細書 18 就労支援事業明細書 19 授産事業費用明細書 <p>3 社会福祉法人は、前項の規定にかかわらず、厚生労働省社会・援護局長(次項及び第34条において「社会・援護局長」という。)が定めるところにより、同項各号に掲げる附属明細書の作成を省略することができる。</p> <p>4 第2項各号に掲げる附属明細書の様式は、社会・援護局長が定める。</p>	<p>・ 適正に作成されていない。</p>	<p>B</p>	<p>適・不適</p>

第2 決算（附属明細書）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(5 附属明細書)	2 法人全体で必要な附属明細書が作成されているか。	・運用上の取扱い 25(1)	会計基準省令第30条に規定する附属明細書は以下のものをいう。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略できるものとする。 (1) 法人全体で作成する附属明細書（別紙3(①)～別紙3(⑦)） 以下の明細書は、法人全体で作成するものとし、附属明細書の中で拠点区分ごとの内訳を示すものとする。 別紙3(①) 借入金明細書 別紙3(②) 寄附金収益明細書 別紙3(③) 補助金事業収益明細書 別紙3(④) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 別紙3(⑤) 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 別紙3(⑥) 基本金明細書 別紙3(⑦) 国庫補助金等特別積立金明細書	・必要な附属明細書が作成されていない。	B	適・不適
	3 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の種類ごとの残高等が記載されているか。また、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載されているか。	・運用上の取扱い 25(2)イ	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書では、基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の種類ごとの残高等を記載するものとする。なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却資産がある場合には、当該資産についても記載するものとする。	・記載が適切でない。	B	適・不適
	4 サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書または事業活動明細書は作成されているか。	・運用上の取扱い 25(2)ウ ・留意事項5(3)	○ 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の取り扱い 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略することができる。 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ごとの資金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成は省略することができる。 上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。また、サービス区分が1つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))及び拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成を省略できる。 上記に従い、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))又は拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))を省略する場合には、計算書類に対する注記(拠点区分用)「4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分」にその旨を記載するものとする。 ○ サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書及び事業活動明細書の作成について 拠点区分資金収支明細書はサービス区分を設け、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙3(⑩)のとおりとする。 拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設け、サービス活動増減の部及びサービス活動外増減の部について作成するものとし、その様式は運用上の取り扱い別紙3(⑪)のとおりとする。	・必要な明細書が作成されていない。	B	適・不適 当該明細書を作成している場合は チェック要

第2 決算（附属明細書）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>(5 附属明細書)</p>	<p>5 拠点区分で必要な附属明細書が作成されているか。</p>	<p>・運用上の取扱い 25(2)ア</p> <p>・Q&A 問24</p> <p>・運用上の取扱い 25(2)エ</p>	<p>(2) 拠点区分で作成する附属明細書（別紙3(8)から別紙3(19)）</p> <p>ア 拠点区分で作成する附属明細書 以下の附属明細書は拠点区分で作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。 （別紙3(8)）基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 （別紙3(9)）引当金明細書 （別紙3(10)）拠点区分資金収支明細書 （別紙3(11)）拠点区分事業活動明細書 （別紙3(12)）積立金・積立資産明細書 （別紙3(13)）サービス区分間繰入金明細書 （別紙3(14)）サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 （別紙3(15)）就労支援事業別事業活動明細書 （別紙3(15-2)）就労支援事業別事業活動明細書(多機能事業所等用) （別紙3(16)）就労支援事業別製造原価明細書 （別紙3(16-2)）就労支援事業製造原価明細書(多機能事業所等用) （別紙3(17)）就労支援事業販管費明細書 （別紙3(17-2)）就労支援事業販管費明細書(多機能事業所等用) （別紙3(18)）就労支援事業明細書 （別紙3(18-2)）就労支援事業明細書(多機能事業所等用) （別紙3(19)）授産事業費用明細書</p> <p>(Q) 運用指針「5 サービス区分について」(3)において、拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))と拠点区分事業活動明細書(別紙3(11))は、事業の内容に応じて、どちらかを作成すれば他方の作成を省略することができることとされているが、不整合があったときに発見を容易にするために、両方を作成することはできない。</p> <p>(A) 拠点区分ごとのサービス区分の内訳については、事務負担軽減の観点から必要最小限なものとしている。介護保険サービスや障害福祉サービスは、経営実態調査に対応する必要があることから拠点区分事業活動明細書を作成し、保育所運営費、措置費支弁対象施設における事業では、使途制限の確認の必要があることから拠点区分資金収支明細書を作成することとしている。なお、必要に応じ、両方の明細書を作成することを妨げるものではない。</p> <p>エ 就労支援事業に関する明細書（別紙3(15)から別紙3(15-2)）の取扱い 就労支援事業に関する明細書の取扱いは以下のとおりとする。 (ア) 対象範囲 就労支援事業の範囲は以下のとおりとする。 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援 ② 同法施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型 ③ 同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型 また、同法第5条第7項に基づく生活介護等において、生産活動を実施する場合については、就労支援事業に関する明細書を作成できるものとする。</p>	<p>・必要な附属明細書が作成されていない。</p>	<p>B</p>	<p>適・不適</p>

第2 決算（附属明細書）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(5 附属明細書)	<p>・ 運用上の取扱い 25(2)エ</p> <p>・ 運用上の取扱い 25(2)オ</p>	<p>(・ 運用上の取扱い 25(2)エ)</p> <p>・ 運用上の取扱い 25(2)オ</p>	<p>(イ) 就労支援事業別事業活動明細書（別紙3(15)又は別紙3(15-2)）について 就労支援事業別事業活動明細書上の「就労支援事業販売原価」の計算については、以下のとおりである。</p> <p>① 就労支援事業所で製造した製品を販売する場合 (就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高) + (当期就労支援事業製造原価) - (期末製品(商品)棚卸高)</p> <p>② 就労支援事業所以外で製造した製品を仕入れて販売する場合 (就労支援事業販売原価) = (期首製品(商品)棚卸高) + (当期就労支援事業仕入高) - (期末製品(商品)棚卸高)</p> <p>(ウ) 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書（別紙3(16)から別紙3(17-2)）について 就労支援事業別事業活動明細書の「当期就労支援事業製造原価」及び「就労支援事業販管費」に関して、「就労支援事業製造原価明細書」（別紙3(16)）又は別紙3(16-2)、「就労支援事業販管費明細書」（別紙3(17)又は別紙3(17-2)）を作成するものとするが、その取扱いには以下のとおりである。</p> <p>① 「製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃」については、就労支援事業別事業活動明細書に計上される。また、製造業務に携わる就労支援事業に従事する職業指導員等（以下「就労支援事業指導員等」という。）の給与及び1退職給付費用については、就労支援事業製造原価明細書に計上することができる。</p> <p>② 「販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃」及び「製品の販売のために支出された費用」については、就労支援事業販管費明細書に計上される。また、販売業務に携わる就労支援事業指導員等の給与及び退職給付費用については、就労支援事業販管費明細書に計上することができる。</p> <p>③ 「就労支援事業製造原価明細書」及び「就労支援事業販管費明細書」について、多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することができる。 なお、この場合において、別紙3(15)又は別紙3(15-2)の「就労支援事業別事業活動明細書」を作成の際には、作業種別ごとの区分は不要とする。</p> <p>(エ) 就労支援事業明細書（別紙3(18)から別紙3(18-2)）について サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は、「就労支援事業製造原価明細書」（別紙3(16)又は別紙3(16-2)）及び「就労支援事業販管費明細書」（別紙3(17)又は別紙3(17-2)）の作成に替えて、「就労支援事業明細書（別紙3(18)又は別紙3(18-2)）」を作成すれば足りることとする。この「就労支援事業明細書」上の「材料費」の計算については、(材料費) = (期首材料棚卸高) + (当期材料仕入高) - (期末材料棚卸高) とする。 なお、この場合において、資金収支計算書上は「就労支援事業製造原価支出」を「就労支援事業支出」と読み替え、「就労支援事業販管費支出」を削除して作成するものとし、事業活動計算書上は「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。また、別紙3(15)又は別紙3(15-2)「就労支援事業別事業活動計算書」を作成の際には、同明細書上の「当期就労支援事業製造原価」を「就労支援事業費」と読み替え、「就労支援事業販管費」を削除して作成するものとする。 また、作業種別ごとに区分することが困難な場合は、作業種別ごとの区分を省略することもできる。</p> <p>オ 授産事業に関する明細書（別紙3(19)）の取扱い 授産施設で行う授産事業に関する明細書の取扱いには以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 対象範囲 授産事業の範囲は以下のとおりとする。</p> <p>① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設</p> <p>② 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設</p> <p>(イ) 授産事業費用明細書について 授産事業における費用の状況把握を適正に行うため、各法人においては「授産事業費用明細書」（別紙3(19)）を作成し、授産事業に関する管理を適正に行うものとする。</p>			

第2 決算（計算書類の注記）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>6 計算書類の注記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注記事項 	<p>注記事項の記載は適切に行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人全体用（別紙1） ・ 拠点区分用（別紙2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準省令第29条第1項 ・ 会計基準省令第29条第2項 	<p>1 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会計年度の末日において、社会福祉法人が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下この号において「継続事業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項 ② 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針 ③ 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額 ④ 法人で採用する退職給付制度 ⑤ 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分 ⑥ 基本財産の増減の内容及び金額 ⑦ 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額 ⑧ 担保に供している資産に関する事項 ⑨ 有形固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 ⑩ 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高 ⑪ 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 ⑫ 関連当事者との取引の内容に関する事項 ⑬ 重要な偶発債務 ⑭ 重要な後発事象 ⑮ 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け ⑯ その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 <p>2 前項第12号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者 ② 前号に掲げる者の近親者 ③ 前二号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人 ④ 支配法人（当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第6号において同じ。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注記事項の記載が適切でない。 	<p>B</p>	<p>適・不適</p>

第2 決算（計算書類の注記）／

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>(6 計算書類の注記)</p>		<p>・会計基準省令第29条第3項</p> <p>・留意事項26(1)</p> <p>・会計基準省令第29条第4項</p>	<p>⑤ 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。)</p> <p>⑥ 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人</p> <p>3 前項第4号及び第5号に規定する「財務及び営業又は事業の決定を支配している」とは、評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超えることをいう。</p> <p>① 一の法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)又は評議員</p> <p>② 一の法人の職員</p> <p>運用上の取扱い第21における関連当事者の範囲</p> <p>ア 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者</p> <p>イ 前号に掲げる者が議決権の過半数を保有している法人</p> <p>ウ 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)</p> <p>次の場合には当該他の法人は、支配法人に該当するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の法人の役員、評議員若しくは職員である者が当該社会福祉法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること <p>エ 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)</p> <p>次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社会福祉法人の役員、評議員若しくは職員である者が他の法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること <p>オ 当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人</p> <p>当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人とは、支配法人が当該社会福祉法人以外に支配している法人とする。</p> <p>4 計算書類には、拠点区分ごとに第1項第2号から第11号まで、第14号及び第15号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、拠点区分の数が一の社会福祉法人については、拠点区分ごとに記載する計算書類の注記を省略することができる。</p>			

第2 決算（計算書類の注記）／（社会福祉充実残額の算定）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(6 計算書類の注記) 7 社会福祉充実残額の算定	社会福祉充実残額の算定は適正に行われているか。 ・ 活用可能な財産の額は適正か ・ 控除対象財産の額は適正か	・ 運用上の取扱い 24 ・ 留意事項 25(2) ・ 社会福祉法 第55条の2	法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙1及び別紙2のとおりとする。 なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第3号第3様式の後に、拠点区分で記載する注記は、会計基準省令第3号第4様式の後に記載するものとする。 計算書類に対する注記は、法人全体又は拠点区分で該当する内容がない項目についても、会計基準省令第29条第1項第1号、第3号、第9号及び第10号を除いては、項目名の記載は省略できない。この場合は当該項目に「該当なし」などと記載するものとする。 ○ 法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならない（法第55条の2）。これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。	・ 社会福祉充実残額の算定が適正でない。	B	適・不適

第2 決算（総括）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
8 総括 (1) 決算	計算書類等は適正に提出されているか。	・留意事項3	決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類（資金収支計算書（法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書）、事業活動計算書（法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書）及び貸借対照表（法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表有内訳表及び拠点区分貸借対照表）。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。	・計算書類等が適正に提出されていない。	A	適・不適
(2) 決算手続	(決算手続は適正か。) 1 現金預金、借入金について、金融機関等の発行する残高証明書等と、総勘定元帳の勘定残高は一致するか。 2 総勘定元帳の各勘定残高と各補助簿の残高合計は一致するか。 3 決算整理事項を確認しているか。 ア 未払金、未払費用、前払費用等の振替、計上 イ 仮払金、仮受金等の振替、計上 ウ 固定資産（建設仮勘定含む）の振替、計上		・残高証明書(原本)＋現金出納帳残高＝貸借対照表計上額 ※ 証書、預金通帳等をあわせて確認 解約等により証書等がない場合は、受取利息計算書や新たな証書等を確認する。 なお、未済小切手がある場合は、当座勘定照合表等により確認する。	・一致していない。 ・一致していない。 ・確認していない。	A B B	適・不適 適・不適 適・不適

第2 決算（総括）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(8 総括)	4 決算数値は関係帳簿等と一致しているか。		・総勘定元帳の期首残高 = 前年度貸借対照表計上額	・一致していない。	B	適・不適
			・総勘定元帳の期末残高 = 貸借対照表計上額	・一致していない。	B	適・不適
			・総勘定元帳の期末残高 = 資金収支計算書計上額	・一致していない。	B	適・不適
			・総勘定元帳の期末残高 = 事業活動計算書計上額	・一致していない。	B	適・不適
			・当期末支払資金残高 = (流動資産+徴収不能引当金) - (流動負債-賞与引当金)	・一致していない。	B	適・不適
			・前期末支払資金残高 = (前期末流動資産+前期末徴収不能引当金) - (前期末流動負債-前期末賞与引当金)	・一致していない。	B	適・不適
		※ ただし、1年基準により固定資産(固定負債)から振替えられた流動資産(流動負債)、棚卸資産を除く。				
		・次期繰越活動増減差額 事業活動計算書計上額 = 貸借対照表計上額	・一致していない。	B	適・不適	
		・前期繰越活動増減差額 事業活動計算書計上額 = 前年度貸借対照表の 次期繰越活動増減差額	・一致していない。	B	適・不適	
	5 減価償却費及び国庫補助金等特別積立金取崩額は、固定資産管理台帳の数値と一致しているか。	・留意事項17	・減価償却費 事業活動計算書計上額 = 固定資産管理台帳の 当期減価償却額	・一致していない。	B	適・不適
		・留意事項 15(2)イ	・国庫補助金等特別積立金取崩額 事業活動計算書計上額 = 固定資産管理台帳の 当期減価償却額のうち 国庫補助金等の額	・一致していない。	B	適・不適
	6 固定資産管理台帳は適正に作成され、決算書類等の数値と一致しているか。	・留意事項27	27 固定資産管理台帳について 基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。 ※ 固定資産管理台帳は定められた様式はない	・固定資産管理台帳が適正に作成されていない。	B	適・不適

第2 決算（総括）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検						
(8 総括)			<ul style="list-style-type: none"> 減価償却累計額（有形固定資産のみ） 固定資産管理台帳 = 基本財産及びその他の固定資産の明細書 = 計算書類（法人全体用）に対する注記9 資産計上額 貸借対照表計上額 = 固定資産管理台帳の期末帳簿価額 国庫補助金等特別積立金 貸借対照表計上額 = 固定資産管理台帳の期末帳簿価額 固定資産取得支出 固定資産管理台帳の当該年度取得価額 = 資金収支計算書の「固定資産取得支出」+ 事業活動計算書の「固定資産受贈額」 ※リース資産がある場合は、その額も考慮すること = 基本財産及びその他の固定資産の明細書の取得価額 	<ul style="list-style-type: none"> 一致していない。 一致していない。 一致していない。 一致していない。 	B	適・不適						
(3) 前期末支払資金残高の取崩し（※措置費対象施設）	1 前期末支払資金残高の取崩し・使用に当たり、あらかじめ理事会の承認を得ているか。	・弾力運用 局長通知4	前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。	・前期末支払資金残高の取崩し・使用に当たり理事会の承認を得ていない。	A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要						
① 弾力運用の要件をすべて満たす場合（→第12における区分I）	2 前期末支払資金残高の範囲を超えて右記(1)～(3)の経費を支出していないか		<p>なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期定期に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立した結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること。</p> <p>(1) 法人本部の運営に要する経費 (2) 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費 (3) 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前期末支払資金残高の範囲を超えて(1)～(3)の経費を支出している。 当該支出額（要返還額） () 円 	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要						
	3 当期末支払資金残高は当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有となっているか		弾力運用（→第12 運営費の弾力運用に関する要件参照）の適用の有無に関わらず、当期末支払資金残高は、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費（措置費）収入の30%以下の保有とすること	<ul style="list-style-type: none"> 当期末支払資金残高が当該年度の運営費（措置費）収入の30%を超えている。 	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要						
				<table border="1"> <tr> <td>当期末支払資金残高 (A)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>運営費収入 (B)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>(B) / (A)</td> <td>%</td> </tr> </table>	当期末支払資金残高 (A)	円	運営費収入 (B)	円	(B) / (A)	%		
当期末支払資金残高 (A)	円											
運営費収入 (B)	円											
(B) / (A)	%											

※自主点検欄で該当がない場合「—」で消してください。

第2 決算（総括）／（その他）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(8 総括)	4 前期末支払資金残高が法人本部の事務経費であって「人件費支出」及び「事務費支出」の経費以外の経費に使用されていないか。	・弾力運用 課長通知問11	1 運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に定める資金収支計算書の勘定科目大区別「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。 2 また、役員報酬については、対象経費として差し支えないが、役員報酬規程等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。	・「人件費支出」及び「事務費支出」の経費以外の経費に使用されている。 当該支出額（要返還額） () 円	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
	② 弾力運用の要件 (4)のみを満たしていない場合 (→第12における区分Ⅱ)	5 当期収入予算額の3%を超える取崩しの際に、理事会の承認を得た上で、所轄庁に事前協議しているか。	・弾力運用 課長通知問5	前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に所轄庁と協議し、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等により適当と認められた場合は、使用して差し支えない。 なお、自然災害その他止むを得ない事情によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分の収入予算額の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。	・理事会の承認を得た上で所轄庁と事前協議していない。	A
③ 弾力運用の要件 (1)～(4)のいずれかを満たしていない場合及び新設法人の場合 (→第12における区分Ⅲ)	6 前期末支払資金残高を取崩して使用していないか。	・弾力運用 局長通知1	運営費の弾力運用は、(1)～(4)の要件のいずれかを満たしていない場合は、認められない。 (→第12運営費の弾力運用に関する要件参照)	・弾力運用の要件を満たしていないにも関わらず、前期末支払資金残高を取り崩して使用している。 当該支出額（要返還額） () 円	A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
		・弾力運用 課長通知問8	新設法人については、一定期間(2年間程度)資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されていると判断される場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。 ※ なお、局長通知1の(4)の要件を満たしていない法人は、課長通知問5により取り扱われる。			
9 その他	その他、決算に関する事項で問題があるものはないか。			・重大な問題がある。	A	適・不適
				・問題がある。	B	適・不適

取崩額 (A)	円
当期収入予算額 (B)	円
(B) / (A)	%

第3 資産（現金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
第3 資産			<p>1 資産は、事業の活動に必要な土地、建物、現金預金などの物、金銭、債権及び権利で、流動資産及び固定資産に区分される。</p> <p>2 将来において支払いに充てる目的で所有している現金預金、事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額（未収金）、物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額（前払金）などを流動資産として、また、事業活動のためにこれを利用する目的で長期間保有する資産を固定資産として管理する。</p> <p>3 減価償却対象資産については、減価償却を行うことにより資産価値を適切に評価、表示する必要がある。</p>			
1 現金	<p>1 小口現金出納帳を作成しているか。</p> <p>2 小口現金出納帳残高と現金保有額は一致しているか。</p> <p>3 小口現金出納帳を当日中に記載しているか。</p> <p>4 保管方法は適切か。</p> <p>5 小口現金の保有限度額を経理規程に定めているか。</p> <p>6 保有額は限度額の範囲内になっているか。</p> <p>7 常用雑費の現金支払い、及び慣習上現金をもって支払うこととされている支払い以外の支払いはないか。</p> <p>8 現金収入を小口現金に受け入れていないか。</p> <p>※ 小口現金とは 日常的に発生する小額の支払や経費の精算のために、法人全体の現金とは別口で管理される現金、またはその勘定のことをいい、必要に応じて、事業所や部署単位（社会福祉法人で言うところの拠点区分やサービス区分）で管理される。</p>		<p>1 小口現金は、常用雑費の現金支払い及び慣習上現金をもって支払うこととされている支払いのための手段として設けるものである。 保有限度額、現金取扱者等を設定するなど厳密に取り扱う必要があり、利便性のみで現金を多額に保有したり、高額な支払いを行うことは好ましくない。 現金の保有限度額、現金取扱者の人数等については、それぞれの社会福祉法人の実態に応じて適正妥当なものを経理規程に定めておく必要がある。</p> <p>2 現金の事故防止等を図るために小口現金出納帳を当日中に記入し、金銭残高の存在性を日々確認する。なお、適正な出納帳記入を条件として現金の仕訳伝票を1か月分まとめて作成してもよい。 また、現金の収入について、適正な予算執行管理の観点から直ちに支出に充ててはならず、一旦取引金融機関に預け入れ、収入があったことを記録に残さなければならない。また、収入から預け入れまでの期間、現金を保管する場合は出納帳を記帳し、常時支払に充てるために保管されている現金との区別を明確にする必要がある。</p>	<p>・小口現金出納帳を作成していない。</p> <p>・小口現金出納帳残高と現金保有額が一致していない。</p> <p>・小口現金出納帳を当日中に記載していない。</p> <p>・保管方法が適切でない。</p> <p>・小口現金の保有限度額を経理規程に定めていない。</p> <p>・保有額が限度額を超えている（必要のない現金を長期間保有している）。</p> <p>・適切でない支払いがある。</p> <p>・現金収入を小口現金に受け入れ、収入計上していない。 ※ 現金収入を小口現金に直接受け入れることはできない。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p> <p>適・不適</p>

第3 資産（預金）／（資産運用）／（固定資産管理）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
2 預金	1 口座名義は適切であるか。		1 施設の預金は法人名義であることが必要である。社会福祉法人の利子収入には所得税が課せられないので源泉徴収は行われないが、この点からも社会福祉法人の預金であることを明確にしておく必要がある。	・口座名義が適切でない。	B	適・不適
	2 預金残高は毎月末、各帳簿残高等と照合しているか。		2 また、毎月末日、勘定票（元帳）の口座の金額について関係帳簿と照合し、記入の正確さを確認するとともに、預金について取引金融機関の残高と照合しなければならない。なお、現金、小切手帳、預金通帳、証書等は安全な金庫に保管し金庫の鍵は責任者によって適切に保管するとともに、銀行届出印鑑を小切手帳や預金通帳等とは別の者が別の場所に保管するなど、内部管理体制を確保する必要がある。	・預金残高と各帳簿等を照合していない。	A	適・不適
3 資金運用	資金は、安全確実でかつ換金性の高い方法で運用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導監督徹底通知5-(3)ーイ ・弾力運用局長通知5-(1) ・弾力運用課長通知問12 	運営費の管理、運用については、高い公益性を踏まえ、特に適正を期する必要があるため、確実な金融機関（銀行、郵便局等）への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 株式投資、証券取引等リスクが大きいものは認められない。	・安全確実でかつ換金性の高い方法で運用していない。	B	適・不適
4 固定資産管理 (1) 固定資産の管理	1 固定資産管理台帳等は適正に記載し、資産の内容を明確にしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項27 	27 固定資産管理台帳について 基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）は、個々の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての固定資産が記載されていない。 	B	適・不適
	2 台帳と現物は一致するか。			<ul style="list-style-type: none"> ・台帳と現物が一致しない。 	A	適・不適
	3 固定資産が帰属する拠点区分は適切であるか。			<ul style="list-style-type: none"> ・帰属する拠点区分が適切でない。 	B	適・不適
	4 リース資産（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が1年以内のファイナンス・リース契約は除く。）を計上しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項20 ・運用上の取扱い1(5)・8 	ファイナンス・リース取引は、当該物件の購入及びその代金の長期分割払取引となるので、売買取引として処理されることになる。取得原価はリース料総額となる。 （リース資産の対象） リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずる取引	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産を計上していない。 	B	適・不適 リース資産を計上している場合は チェック要
			<ul style="list-style-type: none"> ・第2決算 3貸借対照表 (7)リース資産について(28～30 ページ) 参照 			

第3 資産（固定資産管理）／（その他）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(4 固定資産管理) (2) 固定資産の廃棄	固定資産の廃棄に伴う事務処理は適切であるか。		<p>損傷その他の理由により不要となった固定資産又は修理を加えても使用に耐えないと認められる固定資産は、売却又は廃棄することができる。</p> <p>当該固定資産について、売却費用の方が売却代金より多い場合、買い手がない場合や悪用のおそれがある場合は、廃棄することとなる。</p> <p>なお、国庫補助金等特別積立金に係る処理と関連する固定資産の場合は注意が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理が適正でない。 	B	適・不適 固定資産の除却・売却がある場合はチェック要
5 その他	その他、資産に関する事項で問題があるものはないか。			<ul style="list-style-type: none"> ・重大な問題がある。 ・問題がある。 	A B	適・不適 適・不適

第4 負債（借入金）／（引当金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
第4 負債			<p>将来、金銭の支払いや、物を引き渡さなければならない債務で、流動負債及び固定負債に区分される。</p> <p>通常の取引によって発生し、発生後短期間に支払われるもの（未払金）、借入期間1年以内の経常経費に係る借入債務（短期運営資金借入金）、給与から毎月法定控除される所得税等一定の納期が到来するまで一時預かる場合の預り金などを流動負債として、また、借入期間が1年を超える債務（設備資金又は長期運営資金借入金）などを固定負債として管理する。</p>			
1 借入金	<p>1 借入金に係る会計処理は借入目的に応じて各拠点区分で処理されているか。</p> <p>2 借入金明細書を作成しているか。</p>	<p>・会計基準省令第30条第1項1</p> <p>・留意事項8</p>	<p>8 借入金の扱い</p> <p>借入金の借り入れ及び償還に係る会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。</p> <p>なお、資金を借入れた場合については、借入金明細書（別紙3①）を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に（協調融資）と記載するものとする。</p> <p>また、法人が将来受け取る債券を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の担保資金欄にその旨記載するものとする。</p>	<p>・借入金に係る収支が各拠点区分で処理されていない。</p> <p>・借入金明細書を作成していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>適・不適 借入金がある場合はチェック要</p> <p>適・不適 借入金がある場合はチェック要</p>
2 引当金	<p>1 引当金の取扱いは適切に行われているか。</p>	<p>・会計基準省令第5条第2項</p>	<p>次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。</p> <p>一 賞与引当金 二 退職給付引当金 三 役員退職慰労引当金</p>	<p>・引当金の取扱いが適切でない。</p>	<p>B</p>	<p>適・不適 引当金の計上がある場合はチェック要</p>
(1) 引当金	<p>2 引当金は適切に計上されているか。</p>	<p>・運用上の取扱い18(1)</p>	<p>1 引当金について</p> <p>(1) 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p>	<p>・適切に計上されていない。</p>	<p>B</p>	<p>適・不適 引当金の計上がある場合はチェック要</p>

第4 負債（引当金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(4 負債) (1) 引当金	(2 引当金は適切に計上されているか。)	<ul style="list-style-type: none"> 運用上の取扱い18(2) 運用上の取扱い18(3) 運用上の取扱い18(4) 	<p>(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。 また、徴収不能引当金は、直接法又は間接法のいずれかを選択して、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>(3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。</p> <p>(4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。</p>			
(2) 徴収不能引当金	3 徴収不能な債権を徴収不能引当金として計上しているか。	・留意事項18(1)	<p>(1) 徴収不能引当金について ア 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する。 イ ア以外の債権(以下「一般債権」という。)については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。</p>	・適切に計上していない。	B	適・不適 徴収不能引当金を計上している場合はチェック要
(3) 賞与引当金	4 翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上しているか。	・留意事項18(2)	<p>(2) 賞与引当金について 賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金として計上する。</p>	・適切に計上していない。	B	適・不適 賞与引当金を計上している場合はチェック要

第4 負債（引当金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(4 負債) (4) 退職給付引当金	5 退職給付引当金は適切に計上されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項18(3) ・留意事項21(1) ・留意事項21(2) ・留意事項21(3) ア 	(3) 退職給付与引当金について 留意事項 21 を参照のこと。 21 退職給付について (1) 期末要支給額による算定について 退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額より算定することができるものとする。 (2) 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の会計処理 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。 (3) 都道府県等の実施する退職共済制度の会計処理 ア 共済契約者である社会福祉法人 退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上する。 なお、簡便法として期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができるものとする。	・適切に計上していない。	B	適・不適 退職給付引当金を計上している場合はチェック要

第4 負債（引当金）／（管理費一時金）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
3 管理費一時金 (軽費老人ホーム (A型を除く))	6 引当金明細書を作成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項21(3)イ ・会計基準省令第30条第1項9 ・運用上の取扱い18(1) 	<p>イ 退職共済事業実施者である社会福祉法人 退職共済事業実施者である社会福祉法人が、共済契約者である法人及び加入者から受領した掛金は資産に計上し、同額を負債として認識する。資産は、会計基準省令第4条に規定する資産の評価の方法に従って評価する。負債は、資産の増減額と同額を負債に加減し、会計基準省令第5条の債務額とする。</p> <p>なお、拠点区分又はサービス区分を適切に設定して管理すること。</p> <p>18 引当金について (1) 引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p> <p>(また、引当金明細書（別紙3(㉑)）を作成するなど適切に管理する必要がある。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引当金明細書を作成していない。 	B	適・不適 引当金の計上がある場合は チェック要
	1 一括支払い方式で支払われた居住に要する費用又は、併用支払い方式による一括納入金（以下「管理費一時金」という。）は適正に管理されているか（特定預金化しているか）。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料取扱指針第1の4(1)エ 	<p>入所者が一定の期間（20年を標準とする）未満の期間以内に退所した場合においては、管理費一時金を一定の期間（20年を標準とする）から経過期間を差し引いた期間に応じ、均等払いで、退所時に利用者に返還しなければならないため、毎年度、取崩可能額を把握しておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理費一時金を特定預金化していない。 ・返還義務消滅前に取り崩している。 	B A	適・不適 ケアハウスは チェック要 適・不適 ケアハウスは チェック要
	2 管理費一時金について、返還義務が消滅する前に取り崩していないか。		<p>個人別の管理費一時金の残高（※）の合計 ＝ 特定預金（固定資産）の残高 ＝ 長期預り金（固定負債）の残高 ※ 施設が作成している帳票等で確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一致していない。 	B	適・不適 ケアハウスは チェック要
4 その他	その他、負債に関する事項で問題はないか。			<ul style="list-style-type: none"> ・重大な問題がある。 	A	適・不適
				<ul style="list-style-type: none"> ・問題がある。 	B	適・不適

第5 純資産（純資産の区分）／（基本金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
第5 純資産			純資産は基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分される。 貸借対照表の資産の部及び負債の部を確定することにより純資産の部が確定され、その純資産の部から、基本金、国庫補助金等特別積立金及びその他の積立金を差し引いた額を次期繰越活動増減差額とする。			
1 純資産の区分	1 貸借対照表の純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分されているか。	・会計基準省令第26条第2項	貸借対照表の純資産の部は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額に区分するものとする。（再掲）	・適正に区分されていない。	B	適・不適
2 基本金	1 基本金の組入れは適切に行われているか。	・会計基準省令第6条第1項	基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。	・基本金の組入れが適切でない。	B	適・不適 新たな組入れがある場合は チェック要
	2 基本金明細書を作成しているか。	・会計基準省令第30条第1項6 ・留意事項14(4)	(4) 基本金明細書の作成 基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書（別紙3(㉔)）を作成し、それらの内容を記載することとする。	・基本金明細書を作成していない。	B	適・不適
(1) 組入れ	1 会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のとおり適正に組み入れられているか。 (1) 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額 (2) 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額	・運用上の取扱い11 ・留意事項14(1)ア ・留意事項14(1)イ	(基本金) 1 会計基準省令第6条第1項に規定する基本金は以下のものとする。 (1) ア 土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増設等時における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額とする。 さらに、地方公共団体から無償又は低廉な価額により譲渡された土地、建物の評価額（又は評価差額）は、寄附金とせず、国庫補助金等を含めて取り扱うものとする。なお、設備の更新、改築等に当たっての寄附金は基本金に含めないものとする。 イ 施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額をいう。	・適正に組入れていない。	A	適・不適 新たな組入れがある場合は チェック要

第5 純資産（基本金）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(2 基本金) (1) 組入れ	(3) 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額	・留意事項14(1) ウ	ウ 平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長等連名通知「社会福祉法人の認可について」別紙社会福祉法人審査要領第2(3)に規定する、当該法人の年間事業費の12分の1以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額をいう。			
	2 寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上しているか。	・運用上の取扱い 11	基本金への組入れは、会計基準省令第6条第1項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する基本金組入額として特別費用に計上して行う。	・適切に計上されていない。	B	適・不適 新たな組入れがある場合は チェック要
	3 各拠点区分への配分を適切に行っているか。	・留意事項14(2)	(2) 基本金の組入れ 会計基準省令第6条第1項及び運用上の取扱い第11に規定する基本金への組み入れについては、複数の施設に対して一括して寄附金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。 なお、基本金の組み入れは会計年度末に一括して合計額を計上することができるものとする。	・適切に行われていない。	B	適・不適 新たな組入れがある場合は チェック要
(2) 取崩し	1 事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合に、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩しているか。	・運用上の取扱い 12	1 社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。	・取崩しが適切でない。	A	適・不適 該当する取崩しがある場合は チェック要
	2 取り崩した金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上しているか。			・計上されていない。	A	適・不適 該当する取崩しがある場合は チェック要
	3 基本金を取り崩す場合に、所轄庁との協議を行っているか。	・留意事項14(3)	2 運用上の取扱い第12に規定する基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。 なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。	・取崩しに当たり、所轄庁との協議を行っていない。	A	適・不適 該当する取崩しがある場合は チェック要

第5 純資産（国庫補助金特別積立金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
3 国庫補助金等特別積立金 (1) 積立て	1 国庫補助金等特別積立金を適切に計上しているか。	・会計基準省令第6条第2項	国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等(以下「国庫補助金等」という)の額を計上するものとする。	・適切に計上されていない。	B	適・不適 国庫補助金等特別積立金の計上がある場合は チェック要
	(1) 施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上しているか。	・運用上の取扱い10	会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金として以下のものを計上する。 (1) 施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等を計上するものとする。 (2) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等特別積立金に計上するものとする。 また、会計基準省令第6条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行く。	・適切に計上されていない。	B	適・不適 新たな積立てがある場合は チェック要
	(2) 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等を計上しているか。	・留意事項15(1)	会計基準省令第6条第2項及び運用上の取扱い第10に規定する国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号)に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。 また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。 なお、施設整備及び設備整備目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとする。 また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。	・適切に計上されていない。	B	適・不適 該当する新たな積立てがある場合は チェック要
	(3) 自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等が適切に計上されているか。			また、国庫補助金等には、自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。	・適切に計上されていない。	B
(4) 共同募金会から受ける指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等として適切に計上されているか。			また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。	・適切に計上されていない。	B	適・不適 該当する新たな積立てがある場合は チェック要

第5 純資産（国庫補助金特別積立金）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検	
(3 国庫補助金特別積立金) (1)積立て)		・留意事項15(2) ア 中段以降	設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時及び設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立てるものとする。 また、当該国庫補助金等が計画通りに入金できなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行うものとする。当該修正額は原則として特別増減の部に記載するものとするが、重要性が乏しい場合はサービス活動増減の部に記載できるものとする。				
	(5) 固定資産以外(10万円未満の初度設備等)についても、適切に計上(取崩し)されているか。	・(Q&A)問9 回答	新会計基準においては、固定資産以外(10万円未満の初度設備等)についても、国庫補助金等特別積立金に含める。 なお、10万円未満の初度設備に対応する国庫補助金等特別積立金は、初度設備を購入した年度に国庫補助金等特別積立金を積んだ上で、同年度に取崩しを行う。	・適切に計上(取崩し)されていない。	B	適・不適 新たな該当する積立て・取崩しがある場合は チェック要	
	2 国庫補助金等特別積立金は、合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分しているか。	・留意事項 15(2)ア 前段	会計基準省令第6条第2項及び運用上の取扱い第10に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。	・合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分していない。	B	適・不適 新たな積立てがある場合は チェック要	
3 国庫補助金等特別積立金明細書を作成しているか。	・会計基準省令第30条第1項7 ・留意事項 15(2)ウ	国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書(別紙3(㉗))を作成し、それらの内容を記載することとする。	・国庫補助金等特別積立金明細書を作成していない。	B	適・不適 国庫補助金等特別積立金を計上している場合は チェック要		

第5 純資産（国庫補助金特別積立金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>(3 国庫補助金特別積立金) (2) 取崩し</p>	<p>1 国庫補助金等特別積立金の取崩しは、適切に行われているか。</p> <p>2 国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され、又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しているか。</p> <p>(国庫補助金等特別積立金の取崩しは各拠点区分で処理されているか。)</p> <p>(減価償却費等の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上しているか。)</p> <p>(非償却資産である土地に対する国庫補助金等を取り崩していないか。)</p> <p>(設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上しているか。)</p>	<p>・運用上の取扱い9</p> <p>・留意事項15(2)イ</p>	<p>国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。</p> <p>したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。</p> <p>また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。</p> <p>運用上の取扱い第9 に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分で処理することとする。</p> <p>また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p> <p>なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。</p> <p>さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。</p>	<p>・国庫補助金等特別積立金の取崩しが適切に行われていない。</p> <p>・基本財産等が廃棄され又は売却された場合の取崩しが適切に行われていない。</p> <p>・各拠点区分で処理されていない。</p> <p>・減価償却等の期間費用計上に対応した控除項目となっていない。</p> <p>・土地に対応する国庫補助金等を取り崩している。</p> <p>・設備資金借入金に係る補助金等が適切に取り崩されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>適・不適 当該積立金の取崩しがある場合はチェック要</p> <p>適・不適 除却等による取崩しがある場合はチェック要</p> <p>適・不適 当該積立金の取崩しがある場合はチェック要</p> <p>適・不適 当該積立金の取崩しがある場合はチェック要</p> <p>適・不適 該当する取崩しがある場合はチェック要</p> <p>適・不適 該当する取崩しがある場合はチェック要</p>

第5 純資産（その他の積立金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検	
4 その他の積立金	1 積立金は理事会の議決に基づき適切に処理しているか。 (積立金は当期末繰越活動増減差額から積み立てられているか。)	・会計基準省令第6条第3項	その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。	・積立金が理事会の議決に基づいていない。 ・積立額が当期末繰越活動増減差額を超過している。	A B	適・不適 新規積立てがある場合はチェック要 適・不適 新規積立てがある場合はチェック要	
	2 積立金と積立資産の関係は適切か。 (積立ての目的を示す名称が付されているか。) (積立金と同額の積立資産が積み立てられているか。)	・運用上の取扱い19 ・留意事項19(1)	事業活動計算書(第2号第4様式)の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。 また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。 運用上の取扱い第19において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする。	・積立金と積立資産の関係が適切でない。 ・積立ての目的を示す名称が付されていない。 ・同額の積立資産が積み立てられていない。	B B B	適・不適 該当がある場合はチェック要 適・不適 該当がある場合はチェック要 適・不適 該当がある場合はチェック要	
	3 積立資産の積立ての時期は適切であるか。	・留意事項19(2)	積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるのであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を超えないうちに行うものとする。	積立金は、施設の運転資金として使用することは適切でないため、特定預金化することが望ましい。	・積立ての時期が適切でない。	B	適・不適 新たな積立てがある場合はチェック要
	4 積立金を特定預金化しているか。				・積立金を特定預金化していない。	B	適・不適 該当がある場合はチェック要
	5 積立金・積立資産明細書を作成しているか。	・会計基準省令第30条第1項12 ・運用上の取扱い25(2)ア	積立金・積立資産明細書(別紙3(㊸))は拠点区分ごとに作成するものとし、法人全体で作成する必要はないものとする。	積立金・積立資産明細書が作成されていない。	B	適・不適 積立金・積立資産の計上がある場合はチェック要	
	6 積立金としていない資金は、事業規模に比して特段の理由なく過大となっているか。		将来必要な資金については運転資金のままとせず、適正に修繕積立金、施設整備等積立金等として計画的に積み立てる必要がある。	・積立金としていない資金が過大となっている。	B	適・不適	
	7 積立金に対応する積立資産を取り崩す場合に、同額の積立金を取り崩しているか。	・運用上の取扱い19後段	また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。	・同額の積立金を取り崩されていない。	B	適・不適 該当がある場合はチェック要	

第5 純資産（その他の積立金）／（運営費（措置費）対象施設）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(4 その他の積立金) 5 運営費（措置費）対象施設 (1) 弾力運用の要件をすべて満たす場合 (→第 12 における区分 1)	※特別養護老人ホームのみ 8 繰越金の活用について、具体的な検討を行っているか。 また、次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合に、事業計画を作成の上、積立金を積立てよう努めているか。 ○ 養護老人ホーム ・「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 (使用計画) 1 積立金の積立てに当たり、用途を明確にし、使用計画を作成しているか。	・繰越金取扱通知第 I-4-(3) ・繰越金取扱通知第 2-3-(2) ・弾力運用 局長通知3-(2) ・弾力運用 課長通知6	・ 繰越金の一部については、(省略) その一層の活用が求められていることから、前記(1)の事業運営等へ充当する。又は第2の3の(2)に示す積立金に積み立てる等の具体的な検討を行い、その有効活用を図ること。 ・ 次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、安定的な経営の確保及び財政状況の透明性の確保の向上を図る観点から、事業計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために、積立金を積み立てよう努めること。積立金は、例えば、次のようなものが考えられる。 ① 施設整備等積立金 ② 人件費積立金 1 運営費の使途範囲について (2) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積み立て、次年度以降の経費に充てることのできるものである。 なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。 ① 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 ② 施設整備等積立金 建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金 2 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積み立てるものであり、特定の目的を持った特定目的積立金であることから、積み立てにあたっては、用途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。 (1) 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。	・具体的な検討を行っていない。 ・多額の余剰が生じているが、事業計画を作成の上、積立金の積立てを行っていない。 ・人件費積立金、施設整備等積立金 1 使用計画等を作成していない。 2 使用計画の内容に不備がある。	C C B B	適・不適 特別養護老人ホームは チェック要 適・不適 特別養護老人ホームは チェック要 適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要 適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要

第5 純資産（運営費(措置費)対象施設)

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検								
<p>(5) 運営費(措置費)対象施設</p>	<p>2 土地取得に要する費用を取り崩している場合に、それは施設の整備が確実な場合であり、施設の増改築計画について理事会の承認を得るとともに、関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しているか</p> <p>(目的外使用)</p> <p>3 積立金を目的外使用する場合、理事会においてその使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上やむを得ないものとして承認されているか</p>	<p>・弾力運用課長通知問6-2</p>	<p>(2) 施設整備等積立金については、建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。</p> <p>なお、土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは当該施設の増改築に係る計画について、理事会の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。</p> <p>目的以外の使用とは、施設整備等積立金を同一法人の当該施設以外の社会福祉施設等（局長通知別表3）の新築又は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。</p> <p>(別表3)</p> <table border="0"> <tr> <td>1 生活保護関係施設</td> <td>2 老人福祉関係施設</td> </tr> <tr> <td>3 介護保険関係施設</td> <td>4 障害者関係施設</td> </tr> <tr> <td>5 婦人保護施設</td> <td>6 児童福祉関係施設</td> </tr> <tr> <td>7 社会福祉関係施設</td> <td></td> </tr> </table>	1 生活保護関係施設	2 老人福祉関係施設	3 介護保険関係施設	4 障害者関係施設	5 婦人保護施設	6 児童福祉関係施設	7 社会福祉関係施設		<p>・理事会の承認、関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了していない。</p> <p>・理事会の承認を受けないで積立金を目的外に使用している。</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要</p> <p>適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要</p>
1 生活保護関係施設	2 老人福祉関係施設													
3 介護保険関係施設	4 障害者関係施設													
5 婦人保護施設	6 児童福祉関係施設													
7 社会福祉関係施設														
<p>(2) 弾力運用の要件(4)のみを満たしていない場合(→第12における区分II)</p>	<p>1 積立金の積立てに当たり、使途を明確にし、使用計画を作成しているか。</p>	<p>・弾力運用課長通知問5-1 (3)</p>	<p>① 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成(注)の上、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。なお、修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使途及び使用計画において大規模修繕、業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機の購入、又はマイクロバスの購入等が予定されている場合は、国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。</p> <p>この場合の経理処理は、支出の目的に応じて、各施設経理区分の修繕積立金及び備品等購入積立金から充当すること。</p>											

※自主点検欄で該当がない場合
「—」で消してください。

第5 純資産（運営費（措置費）対象施設）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(5 運営費（措置費）対象施設)			ア 人件費積立金 人件費の類に属する経費に係る積立金 （注）人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。	1 使用計画等を作成していない。 2 使用計画等の内容に不備がある	B B	適・不適 適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
			イ 修繕積立金 建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金 （注）修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。	1 使用計画等を作成していない。 2 使用計画等の内容に不備がある。	B B	適・不適 適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
(3) 弾力運用の要件(1)～(4)のいずれかを満たしていない場合及び新設法人の場合(→第12における区分Ⅲ)	2 目的外の使用の場合、所轄庁に協議しているか。		ウ 備品等購入積立金 業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立金 （注）備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。	1 使用計画等を作成していない。 2 使用計画等の内容に不備がある。	B B	適・不適 適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
	弾力運用の要件を満たしていないにも関わらず積立金を積み立てていないか。	・弾力運用 局長通知1 ・弾力運用 課長通知問8	各種積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合、事前に所轄庁と十分協議し、やむを得ないと認められたときは、使用して差し支えない。 弾力運用（→第12 運営費の弾力運用に関する要件参照）の(1)～(4)の要件のいずれかを満たしていない場合は、積立金の積立ては認められない。 既設法人が新築又は増改築等のために社会福祉施設等の整備に係る資金の借入れをする場合、償還計画に民間施設給与等改善費加算分相当額及び重畳収入の充当を予定することは差し支えない。また、当該弾力運用は、適正な法人運営が前提条件となっているので、当該法人の過去の法人運営の実績等を勘案して妥当な償還額を計上するよう留意する必要がある。 他方、新設法人については、2年間程度、資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されている場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。	・所轄庁の承認を得ていない。 ・要件を満たしていないにも関わらず積立金を積み立てている。 当該支出額（要返還額） （ ）円	A A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要 適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要

第5 純資産（就労支援事業に関する積立金）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
6 就労支援事業に関する積立金	<p>1 工賃変動積立金の計上額は上限額の範囲内であるか。</p> <p>2 設備等整備積立金の計上額は上限額の範囲内であるか。</p>	<p>・留意事項 19(3)</p> <p>・留意事項 19(3)ア</p> <p>・留意事項 19(3)イ</p>	<p>就労支援事業については、指定基準において「就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない」としていることから、原則として剰余金は発生しないものである。</p> <p>しかしながら、将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、また、次のような特定の目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき就労支援事業別事業活動明細書の就労支援事業活動増減差額から一定の金額を次の積立金として計上することができるものとする。</p> <p>また、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。</p> <p>なお、次の積立金は、当該年度の利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。</p> <p>ア 工賃変動積立金 毎会計年度、一定の工賃水準を利用者に保障するため、将来の一定の工賃水準を下回る工賃の補填に備え、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、「工賃変動積立金」を計上できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業年度における積立額：過去3年間の平均工賃の10%以内 積立額の上限額：過去3年間の平均工賃の50%以内 <p>なお、保障すべき一定の工賃水準とは、過去3年間の最低工賃（天災等により工賃が大幅に減少した年度を除く。）とし、これを下回った年度については、理事会の議決に基づき工賃変動積立金及び工賃変動積立資産を取り崩して工賃を補填し、補填された工賃を利用者に支給するものとする。</p> <p>イ 設備等整備積立金 就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、次に掲げる各事業年度における積立額及び積立額の上限額の範囲内において、設備等整備積立金を計上できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業年度における積立額：就労支援事業収入の10%以内 積立額の上限額：就労支援事業資産の取得価額の75%以内 <p>なお、設備等整備積立金の積み立てに当たっては、施設の大規模改修への国庫補助、高齢・障害者雇用支援機構の助成金に留意することとし、設備等整備積立金により就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等を導入した場合には、対応する積立金及び積立資産を取り崩すものとする。</p>	<p>・工賃変動積立金の計上が適切でない。</p> <p>・設備等整備積立金の計上が適切でない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>適・不適 工賃変動積立金の計上がある場合はチェック要</p> <p>適・不適 設備等整備積立金の計上がある場合はチェック要</p>

第5 純資産（就労支援事業に関する積立金）／（授産事業に関する積立金）／（移行時特別積立金）／（その他）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(6 就労支援事業に関する積立金)	3 積立金を一時繰替使用した場合に補填されているか。	・留意事項 19(3)ウ	ウ 積立金の流用及び繰替使用 積立金は、上述のとおり、一定の工賃水準の保障、就労支援事業の安定的かつ円滑な継続という特定の目的のために、一定の条件の下に認められるものであることから、その他の目的のための支出への流用（積立金の流用とは、積立金の取り崩しではなく、積立金に対応して設定した積立資産の取崩しをいう。）は認められない。 しかしながら、就労支援事業に伴う自立支援給付費収入の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施月から見て2か月以上遅延する場合が想定されることから、このような場合に限り、上述の積立金に対応する資金の一部を一時繰替使用することができるものとする。 ただし、繰替えて使用した資金は、自立支援給付費収入により必ず補填することとし、積立金の目的の達成に支障を来さないように留意すること。	・一時繰替使用した積立金が補填されていない。	A	適・不適 該当がある場合は チェック要
7 授産事業に関する積立金	積立金及び積立資産の計上は適切に行われているか。	・留意事項 19(4)	授産施設は、最低基準において「授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。」と規定していることから、原則として剰余金は発生しないものである。 しかしながら、会計基準省令第6条第3項に規定する「その他の積立金」により、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、工賃平均積立金等の積立金として処理を行うことは可能である。 なお、積立金を計上する場合には、同額の積立資産を計上することによりその存在を明らかにしなければならない。	・適切でない。	B	適・不適 該当の積立金・ 積立資産の計上 がある場合は チェック要
8 移行時特別積立金			移行時特別積立金については、「第13 移行時特別積立金等の取扱い」（76～77 ページ）を参照のこと。			
9 その他	その他、純資産に関する事項で問題はないか。			・重大な問題がある。 ・問題がある。	A B	適・不適 適・不適

第6 収入（利用料収入等）／（各種補助金収入等）／（寄附金収入等）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第6 収入			収入行為は請求行為と収納行為に区分され、請求行為は当該収入について適法な権利を有するか否かを債務者、発生原因、金額について調査し正当な債権であることを確認した後、当該債権の履行の請求を債務者に対して行うことをいう。一方、収納行為は金銭を収納する際に、相手方、金額、種類等について関係証拠書類と照合し正当な債権であることを確認したうえで、金銭の収納と引き換えに領収書を発行することをいう。			
1 利用料収入等	1 徴収金台帳等を整備しているか。 2 適正に収入計上しているか。 3 請求書及び領収書を発行しているか。 4 その他、利用料収入等に関して問題はないか。		制度上徴収する利用料のほかショートステイ等の利用者自己負担分を計上する。	・徴収金台帳等を作成していない。 ・徴収金台帳等に不備がある。 ・適正に収入計上していない。 ・請求書、領収書を発行していない。 ・重大な問題がある。 ・問題がある。	B B B A B	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適
2 各種補助金収入等	1 各種補助金等は、適正に収入計上しているか。 2 補助金事業等収益明細書を作成しているか。	・留意事項10 ・運用上の取扱い25(1)	施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分を決定し、当該区分で受け入れることとする（運用上の取扱い別紙3(3)「補助金事業等収益明細書」参照）。	・適正に収入計上していない。 ・補助金事業等収益明細書を作成していない。	B B	適・不適 補助金収入がある場合はチェック要 適・不適 補助金収入がある場合はチェック要
3 寄附金収入等	1 寄附申込書を受けているか。 2 寄附申込書に基づいて、寄附目的に合った拠点区分で適正に計上しているか。 3 受領に際して、理事長等の承認（押印）はあるか。 4 寄附金台帳を作成しているか。		・書面によらない贈与契約は一般契約と異なり、既に履行が完了した部分を除いては、いつでも当事者において取り消すことができる（民法第550条参照）。このため寄附金品を収納できる権利を確定するためには贈与者の真意を表示した書面（贈与契約書、寄附申込書、贈呈書、遺言公正証書等）を徴する必要がある。贈与者の真意はあくまで自由意思によるものでなければならぬ。申込書等により寄附の性質、受領の状況等から帰属拠点区分を決定する必要がある。 ・保護者等からの寄附は、自発的なものに限り認められるものとし、勧誘等によるものは、保護者に不要の心理的負担等を与える恐れがあることから行うべきでない。 ・取引業者からの寄附は、値引き、割り戻しとの区別が判然とせず疑惑を生みやすいことから避ける必要がある。やむを得ず寄附を受ける場合は、関係資料の整備を図る等特に厳正な取り扱いに努める必要がある。	・寄附申込書を受けていない（寄附申込書に不備がある）。 ・適正に収入計上していない。 ・受領に際して、理事長等の承認がない。 ・寄附金台帳を作成していない。	B B B B	適・不適 寄附金収入がある場合はチェック要 適・不適 寄附金収入がある場合はチェック要 適・不適 寄附金収入がある場合はチェック要 適・不適

第6 収入（寄附金収入等）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(3 寄附金収入等)	5 適正な書式の寄附領収書を整備し、適正に発行しているか。	・指導監督徹底通知5-(4)エ	施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用するなどの事案が生ずることのないよう厳に指導されたい。 ※ 利用者からの寄附は、既に本人等から収入に見合った負担金を徴収していることから認められないが、返礼等社会的慣行に沿うものであって自発的かつ散発的な場合に限り例外的に許容される。 ※ 職員からの寄附は、雇用関係にあるため、社会通念上強要と見なされる恐れがあるので適当ではない。	・寄附金領収書（受領証）を発行していない。	B	適・不適 寄附金収入がある場合はチェック要
	6 みだりに入所者等に寄附を求めているか。			・入所者等に対する寄附金募集に問題がある。	A	適・不適
	7 契約業者等から寄附を受けている場合の業者との契約内容は適正か。	・指導監督徹底通知5-(2)イ	社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助事業を行うために契約を締結した相手方から多額の寄附を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄附金を除いて禁止されている。	・契約業者等から寄附を受けている場合の当該業者との契約内容が適正でない。	A	適・不適 該当の寄附がある場合はチェック要
	8 寄附物品を取得時の時価により金額換算し収入計上しているか。	・留意事項9(1)	金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。	・寄附物品の収入計上が適切でない。	B	適・不適 該当の寄附がある場合はチェック要
	9 寄附金品に計上もれはないか。	・留意事項9(2)	寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。	・寄附金品の計上もれがある。	B	適・不適
	10 寄附金収益明細書を作成しているか。	・会計基準省令第30条第1項2	なお、寄附金及び寄附物品を受受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書（別紙3(②)）を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。	・寄附金収益明細書を作成していない。	B	適・不適 寄附金収入がある場合はチェック要

第6 収入（寄附金収入等）／（実費徴収金、雑収入）／（その他）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(3 寄附金収入等)	11 共同募金会からの受配者指定寄附金の受け入れは適正に行われているか。	・留意事項9(3)	(3) 共同募金会からの受配者指定寄附金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金（資産の取得等に係る借入金の償還に充てるものを含む。）は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて施設整備等寄附金収益として計上する。このうち基本金として組入れすべきものは、基本金に組入れるものとする。 また、受配者指定寄附金のうち経常的経費に係る配分金は、経常経費寄附金収入として計上し、併せて経常経費寄附金収益として計上する。 一方、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、経常的経費に係る配分金は、補助金事業収入及び補助金事業収益に計上する。 また、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入及び施設整備等補助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積立てることとする。	・受配者指定寄附金に係る会計処理が適切に行われていない。	B	適・不適 該当の寄附金がある場合は チェック要
	12 受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金を、施設整備等寄附金収入及び施設整備等寄附金収益に計上するとともに、このうち基本金として組入れすべきものは、基本金に組入れているか。			・基本金に組み入れるべきものが適正に組み入れられていない。	A	適・不適 該当の寄附金がある場合は チェック要
4 実費徴収金、雑収入	1 実費徴収金台帳を作成しているか。		会計基準省令における資金収支計算書のその他の収入、事業活動計算書のその他のサービス活動外収益をいう。	・実費徴収金台帳を作成していない。	B	適・不適
	2 徴収金（職員給食費等）は正しく収入計上（記帳及び預金化）されているか。			・徴収金が適正に収入計上（記帳及び預金化）されていない。	B	適・不適
5 その他	1 期末における収入の取扱い（未収金への計上）は適切か。			・当期収入を未収金に計上していない。	B	適・不適
	2 その他、収入に関する事項で問題はないか。			・重大な問題がある。	A	適・不適
				・問題がある。	B	適・不適

第7 支出（人件費）／（事務費）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
第7 支出	事業活動資金収支差額がマイナスとなり、施設運営の健全性が損なわれていないか。		施設運営費は、現実の社会的、経済的諸条件を勘案しながら法令の範囲に基づく委託事務の範囲に従い、施設の人的、物的設備及び入所者の処遇水準を定め、これに必要な援護を行うに足りるだけの費用が各種の基準を定めて算定されている。従って、経常的な支出が措置費や補助金などの公的収入を上回る状態は施設運営の健全性の面から好ましくない。	・事業活動資金収支差額がマイナスとなっており、施設運営の健全性が損なわれている。	B	適・不適
1 人件費	1 給与等の会計処理は適正か。		給与台帳（差引支給額合計）、振込依頼書（振込額合計）、通帳の金額は、一致しなければならない。	・給与台帳（差引支給額合計）、振込依頼書（振込額合計）、通帳の金額が一致していない。	B	適・不適
	2 兼務の場合、適切に按分支出しているか。	・会計基準省令第14条第2項・第20条第2項 ・運用上の取扱い7 ・留意事項13(1)	(共通経費) 「第8 共通経費」(68 ページ)の項を参照のこと。	・適切に按分されていない。	B	適・不適
	3 人件費が施設の財政状況を圧迫していないか。	・指導監督徹底通知5-(3)-オ	施設長等施設の幹部職員の給与が、当該施設の給与水準に比較して極めて多額であるような場合は、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題が大きい。	・人件費が施設の財政状況を圧迫している。(圧迫している原因は何か。)	B	適・不適
2-1 事務費						
(1) 福利厚生費	支出額は妥当か。		社会通念上妥当な範囲の支出であること。	・支出額が妥当でない。	B	適・不適
(2) 政治的支出	特定の政党や政治家への献金と判断されるような政治的経費に充てていないか。	・政治資金規正法第22条の三	国や地方公共団体から、補助金・負担金・利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた法人、資本金・基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資・拠出を受けている法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。	・政治資金規正法に反する支出をしている。	A	適・不適

第7 支出（事務費）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検	
(3) その他	1 役員等関係者への特別の利益供与はないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第27条 ・社会福祉法施行令第13条の2 ・社会福祉法施行規則第1条の3 	<p>社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。</p> <p>※社会福祉法施行令第13条の2 社会福祉法第27条の政令で定める社会福祉法人の関係者は次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員 2 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 3 前2号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 4 前2号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者 5 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの <p>※特別の利益供与とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所有する土地・建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること 2 無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること 3 所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること 4 通常よりも高い賃借料により土地・建物その他の資産を賃借していること 5 通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること 6 特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること 7 過大な給与等を支給していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員等関係者へ特別の利益供与を行っている。 	A	適・不適	
	2 取扱規程を定めずにクレジットカードを使用していないか。また、使用明細書は確認しているか。			<p>クレジットカードは、法人における取扱規程を定めたくうえで使用しなければならない。また、使用明細書の確認を行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードの取扱規程が定められていない。 	B	適・不適 カードを保有している場合は チェック要
	3 ネットバンキングを利用するにあつての内部管理体制は適切か。				<ul style="list-style-type: none"> ・使用明細書の確認行為がなされていない。 	B	適・不適 同上
				<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードの管理が適切でない。 ・会計責任者の確認がなされていない。 	B B	適・不適 適・不適	

※自主点検欄で該当がない場合「—」で消してください。

第7 支出（事務費）／（事業費）

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
(2 事務費)	4 旅費、慶弔費の支出について、支給の根拠となる規程等を作成しているか。			・規程を作成せず支出している。	B	適・不適
	5 その他、事務費に関することで問題はないか。			・重大な問題がある。 ・問題がある。	A B	適・不適 適・不適
2-2 事務費 (※ 運営費(措置費)対象施設)	1 法人が負担すべき経費（法人理事会等の経費、資産等の登記費用等）、または措置費対象外経費を措置費等から支出していないか。		施設運営で支出できるのは施設運営に必要な経費のみであり職員の個人的な経費、必要性の明らかでない支出は認められない。ただし、施設業務に必要なために個人が資格等を取得するための経費などは施設負担とすることができる。	・法人が負担すべき経費を措置費等から支出している。 当該支出額（要返還額） （ ）円	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
	2 登記の手数料を措置費等から支出していないか。		利用者や職員に直接関係のないものは、原則、支出できない。慶弔費の支出については、措置費の性格から社会的妥当性が求められるものであり、社会通念上認められる程度の金額で、利用者、職員（嘱託医を含む。）について、慶弔規程等に基づき支出する。なお、施設の際の妥当な範囲と認められる慶弔経費（町内会長等の地域関係者）も認められるが、法人役員については認められない。交際費の支出については、地域関係者は認められるが、法人役員は認められない。	・措置費対象外経費を支出している。 当該支出額（要返還額） （ ）円 ・利用者や職員（嘱託医を含む。）等以外の慶弔経費 ・法人役員、取引業者等への交際費 ・個人的な飲食費等 ・法人の設立周年行事の経費	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
3 事業費		・弾力運用 局長通知3(1)	事業費については、利用者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものである。	・措置費等から支出している。	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
(1) 給食費	1 給食費は食材等のみの支出となっているか。		食材及び食品の費用をいう（給食業務を委託している施設にあつては材料費を計上する。）。		B	適・不適
(2) 本人支給金	2 本人支給金は適正に支給されているか。		本人支給金は、利用者の小遣い等として現金支給するための費用をいう。	・適正に支給されていない。	B	適・不適 本人支給金を支給している場合は チェック要
(3) 雑費 (※ 運営費(措置費)対象施設)	3 措置費対象外経費を支出していないか。			・措置費対象外経費を支出している。	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要

第7 支出（事業費）／（固定資産取得支出）／（民改費加算額時等に係る取扱い）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(3 事業費) (4) その他	4 事務費で支出すべきものを事業費で支出していないか。 5 その他、事業費に関することで問題はないか。			・事務費で支出すべきものを事業費で支出している。 ・重大な問題がある。 ・問題がある。	B A B	適・不適 適・不適 適・不適
4 固定資産取得支出	1 書画骨董品等の経費を運営費（措置費）から支出していないか。 2 その他、固定資産取得支出に関することで問題はないか。		(書画骨董品は、非減価償却資産であるので措置費からの支出は適切でない。)	・書画骨董品等の経費を運営費（措置費）から支出している。 当該支出額（要返還額） () 円 ・重大な問題がある。 ・問題がある。	A A B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要 適・不適 適・不適
5 民改費加算額等に 係る取扱い (※措置費対象施設) (1) 弾力運用の要件を すべて満たす場合 (→第12における区分 I)	1 借入金の償還金等に充てた運営費の額は、民改費相当額を超えていないか。	・弾力運用 局長通知 3(3)、別表3 ・弾力運用 課長通知問7	(局長通知3-(3)) 運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等（別表3）の整備等に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。 (別表3) 1 生活保護関係施設 2 老人福祉関係施設 3 介護保険関係施設 4 障害者関係施設 5 婦人保護施設 6 児童福祉関係施設 7 社会福祉関係施設 (課長通知問7) 局長通知の3の(3)にいう社会福祉施設等（別表3）の整備等に係る経費」とは、具体的に何か。 1 対象となる社会福祉施設等は局長通知別表3及び施設運営上不可欠な作業棟、訓練棟、車庫、物置及び職員住宅である。 2 対象となる経費は、独立行政法人福祉医療機構の設置・整備資金の範囲（建築資金、設備品整備資金、土地取得資金）とする。	・借入金の償還金等に充てた運営費の額が民改費相当額を超えている。	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要

※自主点検欄で該当がない場合
「—」で消してください。

第7 支出（事業費）／（固定資産取得支出）／（民改費加算額時等に係る取扱い）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(5) 民改費加算額等に係る取扱い	2 施設設備整備を行うに当たり施設整備等積立金取崩額から施設設備以外の支出をしていないか。			・施設整備等積立金取崩額から施設整備以外の支出がある。 当該支出額（要返還額） （ ）円	A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
				・施設の整備等に係る経費が、民改費管理費加算相当額を超えている。	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
(2) 弾力運用の要件(4)のみを満たしていない場合 (→第12における区分Ⅱ)	施設の整備等に係る経費（弾力運用課長通知問5の1(1)）が、民改費管理費加算相当額を超えてないか。	・弾力運用課長通知問5-1-(1)	運営費について、施設の整備等に係る経費（同一法人が運営する措置費（運営費）等補助対象施設（注1）及び在宅福祉事業を行うための施設（注2）の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）の繰り入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする (注1) 措置費（運営費）等補助対象施設 ・救護施設 ・更生施設 ・授産施設 ・宿所提供施設 ・養護老人ホーム ・障がい児入所施設 ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・保育所 ・自立支援ホーム ・ファミリーホーム ・婦人保護施設 ・軽費老人ホーム ・障がい者支援施設 ・身体障がい者社会参加支援施設 ・視聴覚障がい者情報提供施設 ・社会事業授産施設 (注2) 在宅福祉事業を行うための施設（以下略）	施設整備等に係る経費(A) 円 民改費管理費加算分相当額(B) 円 要返還額(A-B) 円		
(3) 弾力運用の要件(1)～(3)のいずれかを満たしていない場合及び新設法人の場合 (→第12における区分Ⅲ)	弾力運用の要件を満たしていないにも関わらず、施設の整備等に係る経費（弾力運用課長通知問5の1(1)）に、運営費を充てていないか。	・弾力運用局長通知1 ・弾力運用課長通知問8	弾力運用(→第12 運営費の弾力運用に関する要件参照)の(1)～(3)の要件のいずれかを満たしていない場合は、運営費を施設の整備等に係る経費へ繰り入れることは認められない。 新設法人については、一定期間（2年間程度）資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されている場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。	・施設の整備等に係る経費に、運営費の繰り入れを行っている。 当該支出額（要返還額） （ ）円	A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
6 支出における要返還額の取扱い			要返還額については、拠点区分等に返還するものとする。ただし、当該施設に係る受取利息配当金収入を他拠点区分等に繰り入れていない場合は充当を認めるほか、当該支出に充てるものとして受領した寄附金等は要返還額から控除する。 なお、政治的経費等、社会福祉法人の経費として認められないものについては、法人外の経費から返還する必要がある。	・他拠点区分に繰り入れていない。 受取利息配当金収入額 （ ）円 当該支出に充てるものとして受領した寄附金の額 （ ）円 その他 （ ）円	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要

第8 共通経費（共通収入支出等の配分）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第8 共通経費 1 共通収入支出等の配分 (1) 共通収入支出等の配分（資金収支計算）	資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第14条第2項 ・運用上の取扱い7 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする <p>◎ 共通支出及び共通費用の配分について</p> <p>資金収支計算及び事業活動計算を行うに当たって、人件費、水道光熱費、減価償却費等、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用する。一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。</p> <p>なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の区分に共通する収入及び支出の配分が適切でない。 	B	適・不適
(2) 共通収益費用の配分（事業活動計算）	事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会計基準省令第20条第2項 ・運用上の取扱い7 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の区分に共通する収益及び費用の配分が適切でない。 	B	適・不適
(3) 共通支出及び費用の配分方法	1 共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項 13(1) 	(1) 配分方法について 共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添1のとおりとするが、これにより難しい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。 また、科目が別添1に示すものがない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。 なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・科目及び配分方法が適切でない。 	B	適・不適
	2 事業費と事務費の科目の計上方法は適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・留意事項 13(2) 	(2) 事務費と事業費の科目の取扱いについて 「水道光熱費(支出)」、「燃料費(支出)」、「賃借料(支出)」、「保険料(支出)」については原則、事業費(支出)のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められていないケースでは、事業費(支出)、事務費(支出)双方に計上するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と事務費の計上方法が適切でない。 	B	適・不適

第9 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動等（拠点区分間等の資金移動）／（運用収入（利息等））

項 目	指 導 監 査 事 項	根拠法令等	基 本 的 考 え 方	評 価 事 項	評価区分	自主点検
<p>第9 事業区分間、拠点区分及びサービス区分間の資金移動等</p> <p>1 拠点区分間等の資金移動</p> <p>(1) 事業区分間、拠点区分間繰入金明細書</p> <p>(2) サービス区分間繰入金明細書</p> <p>2 運用収入（利息等）（※運営費（措置費）対象施設）</p> <p>(1) 弾力運用の要件をすべて満たす場合（→第12における区分Ⅰ）</p> <p>(2) 弾力運用の要件(4)のみを満たしていない場合（→第12における区分Ⅱ）</p>	<p>1 法人は、社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分間の資金移動を正確に把握しているか。</p> <p>2 拠点区分間等の繰入金収入及び繰入金支出の記載は適切か。 また、拠点区分資金収支明細書を作成した拠点区分においては、サービス区分間の繰入金収入及び繰入金支出の記載は適切か。</p> <p>1 運用収入の充当方法は適切に行われているか。</p> <p>2 運用収入の繰入範囲は限度内となっているか。</p>	<p>・留意事項 11</p> <p>・弾力運用 局長通知1</p> <p>・弾力運用 局長通知 3(4)</p> <p>・弾力運用 課長通知 問8</p> <p>・弾力運用 課長通知 問5-1-(2)</p>	<p>1 社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分の繰入金収入及び繰入金支出を記載するものとする。</p> <p>2 また、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))を作成した拠点区分においては、サービス区分間の繰入金収入及び繰入金支出を記載するものとする。</p> <p>各サービス区分等において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「社会福祉法」という。）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。</p> <p>各サービス区分等において発生した運営費の運用収入について、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費（人件費及び管理費）相当額から生じるであろう運用収入（当該年度のサービス区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入）を限度とする。</p> <p>※ 施設の整備等に係る経費 弾力運用課長通知問5の1(1) (67 ページ参照)</p>	<p>・資金移動を正確に把握していない。</p> <p>・繰入金収入及び繰入金支出の記載が適切でない</p> <p>・運用収入の充当方法が適切でない。</p> <p>・運用収入の繰入範囲が適切でない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>適・不適 該当がある場合はチェック要</p> <p>適・不適 該当がある場合はチェック要</p> <p>適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要</p> <p>適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要</p>

第9 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動等（運用収入(利息等)／(拠点区分間等の貸付金(借入金)残高)

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(3) 弾力運用の要件(1)～(4)のいずれかを満たしていない場合及び新設法人の場合 (→第12における区分Ⅲ) (※運営費(措置費)対象施設)	3 他拠点区分等への繰り入れを行っていないか。		弾力運用（→第12運営費の弾力運用に関する要件参照）の(1)～(4)の要件のいずれかを満たしていない場合は、他拠点区分等への繰り入れは認められない。 新設法人については、一定起算(2年間程度)、資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されている場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。	・他拠点区分等への繰り入れを行っている。 当該支出額(要返還額) ()円	A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
3 拠点区分間等の貸付金(借入金)残高	1 当該法人以外に貸し付けていないか。	・弾力運用 局長通知5(2)	また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外の貸付けは一切認められないこと。	・当該法人以外に貸し付けている。	A	適・不適
(1) 事業区分間、拠点区分間の貸付金(借入金)残高明細書	2 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付金(借入金)について正確に把握しているか。	・留意事項12	社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分の貸付金(借入金)の残高を記載するものとする。また、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))を作成した拠点区分においては、サービス区分間の貸付金(借入金)の残高を記載するものとする。	・事業区分間、拠点区分間等の貸付について正確に把握していない。	B	適・不適 該当の貸付がある場合はチェック要
(2) サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書	3 拠点区分間の貸付金(借入金)の残高の記載は適切か。 また、拠点区分間資金収支明細書を作成した拠点区分間においては、サービス区分間の貸付金(借入金)の残高の記載は適切か。	・留意事項6	なお、本部会計への貸付金を年度内に返済する旨の規定があるにもかかわらず、年度内返済が行われていない場合は、別紙3(㊸)を作成するものとする。	・残高の記載が適切でない。	B	適・不適 該当の貸付がある場合はチェック要
(3) 弾力運用の要件をすべて満たす場合 (→第12における区分Ⅰ) (※運営費(措置費)対象施設)	1 当該法人内の他事業区分及び他拠点区分へ貸付けを行った場合、資金を年度内に補填しているか。	・弾力運用 局長通知 5(2)	運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借は、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものである。 また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外の貸付けは一切認められないこと。	・他事業区分及び他拠点区分へ貸付けを行った場合、資金を年度内に補填していない。	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
	2 当該法人以外に貸し付けていないか。	・弾力運用 課長通知 問13	1 当該法人の経営上止むを得ない場合は、当該法人の他のサービス区分において補助金収入(措置費を含む。)の遅れ等により、資金不足が生じた場合 2 当該法人内のサービス区分において補助金収入が予定より遅れたため、資金不足が生じた場合 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合 なお、いずれの場合においても、真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。	・当該法人以外に貸し付けている	A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要

第9 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動等 (拠点区分間等の貸付金(借入金)残高) / (資金の繰入れ、繰替使用) / (その他) 「—」で消してください。

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
(4) 弾力運用の要件のいずれかを満たしていない場合及び新設法人の場合 (→第12における区分ⅡⅢ) (※運営費(措置費)対象施設)	1 当該法人内の他事業及び他拠点区分へ貸付けを行っていないか。	・弾力運用 局長通知1	弾力運用(→第13運営費の弾力運用に関する要件参照)の要件のいずれかを満たしていない場合は、他区分へ貸付けを行うことは認められない。	・他サービス区分・拠点区分・事業区分へ貸付けを行っている。	B	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
	2 上記以外に貸し付けていないか	・弾力運用 課長通知 問8	新設法人については、一定期間(2年間程度)資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されている場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。	・上記以外に貸し付けている。	A	適・不適 保護施設と 養護老人ホームは チェック要
4 資金の繰入れ、繰替使用 (※特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設)	1 他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れている場合、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内か。	・移行時 特別積立金 取扱通知 第2-3(1)・(2)	1 自立支援給付費(施設報酬)を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設(当該指定介護法人福祉施設)等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業への資金を繰り入れても差し支えない。	・他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れている場合、事業活動資金収支差額に資金残高が生じていない。又は、当期資金収支差額合計に資金不足が生じている。 当該不足額(要返還額) ()円	B	適・不適 特別養護老人 ホーム、指定障害 者支援施設は チェック要
	2 指定障害者支援施設等(居宅サービス等の事業)へ資金を繰り入れている場合、当期末支払資金残高に、資金不足が生じない範囲内か。	・繰越金取扱通知 第2-3(1) ()は読替	2 なお、当該法人が行う当該指定障害者支援施設(当該指定介護法人福祉施設)等以外の指定障害者支援施設等(介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業)への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない	・指定障害者支援施設等(介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業)へ資金を繰り入れている場合、当期末支払資金残高に、資金不足が生じている。 当該不足額(要返還額) ()円	B	適・不適 特別養護老人 ホーム、指定障害 者支援施設は チェック要
5 その他	その他、事業区分間及び拠点区分等の資金移動に関する事項で問題はないか。			・重大な問題がある。	A	適・不適
				・問題がある。	B	適・不適

第10 経理事務処理（証憑書類等）／（月次報告）／（計算関係書類・帳簿等）／（その他）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第10 経理事務処理			すべての取引は定められた会計処理の原則に従い正確な会計帳簿を作成し、財政活動状況を正確に判断することができるように必要な事実を明瞭に表示しなければならない。			
1 証憑書類等	<p>1 仕訳伝票等への日付等の記載及び会計責任者の承認印または承認のサインはあるか。</p> <p>2 領収書等の証憑書類は適正な方法により整備し、保管しているか。</p> <p>3 仮払金の支出及び精算時には、内容を明確にした文書により会計責任者の承認を得ているか。</p> <p>4 仮払金は遅滞なく精算をしているか。</p> <p>5 未払金及び預り金は長期間放置していないか。</p>		<p>記帳整理は伝票等によって行い、予算を執行する際は、その債務に基づいて支出の内容を示す関係書類を調査して、支出科目及び金額を確定し、伝票等に関係帳票書類一切を添えて会計責任者の承認を受けることにより、伝票処理の内容確認と支払いの機関意思決定を行わなければならない。</p> <p>また、支払いは精算払いが原則であるが、例外的支出として、科目又は金額が不確定の場合に概算払い（仮払い）によることができる。概算払いを行った場合は、金額及び科目が確定し債務の履行期が到来次第、速やかに精算を行わなければならない。</p> <p>領収書等の証憑書類は、金銭の授受の取引事実の根拠となる又は証拠となる重要な書類であるため適切な管理が必要である。</p> <p>入金の取り消しや書き損じた領収書用紙は、責任者の確認のもと再使用できないようにして適切に保管する。未使用の領収書用紙にはあらかじめ押印しないようにする。</p> <p>未払金、預り金について、支払いの行われない債務が長期間滞留している場合は速やかに解消する</p>	<p>・必要事項の記載もれがある。</p> <p>・会計責任者の承認がない。</p> <p>・証憑書類に不備がある。</p> <p>・会計責任者の承認を得ていない。</p> <p>・経費支出後速やかに精算をしていない。</p> <p>・長期間放置しているものがある</p>	B B B B B	適・不適 適・不適 適・不適 適・不適 適・不適
2 月次報告	<p>1 月次試算表を作成しているか。</p> <p>2 理事長等に報告しているか。</p>	<p>・モデル経理規程第32条第1項</p> <p>・モデル経理規程第32条第2項</p>	<p>会計責任者は、拠点区分ごとの毎月末日における月次試算表を作成し、翌月〇日までに理事長（統括会計責任者）に提出しなければならない。</p> <p>統括会計責任者は、前項の月次試算表に基づき、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、前項の月次試算表を添付して、翌月〇日までに理事長に提出しなければならない。</p>	<p>・月次試算表を作成していない。</p> <p>・理事長等に報告していない</p>	B B	適・不適 適・不適
3 計算関係書類・帳簿等	<p>1 計算書類及びその附属明細書は10年間保存としているか。</p> <p>2 会計帳簿等は10年間保存としているか。</p>	<p>・社会福祉法第45条の27第4項</p> <p>・社会福祉法第45条の24第2項</p>	<p>社会福祉法人は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。</p> <p>社会福祉法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。</p>	<p>・計算書類及びその附属明細書を10年間保存としていない。</p> <p>・会計帳簿等を10年間保存としていない。</p>	B B	適・不適 適・不適
4 その他	<p>その他経理事務処理に関することで問題はないか。</p>			<p>・重大な問題がある。</p> <p>・問題がある</p>	A B	適・不適 適・不適

第11 契約（高額な契約）／（入札）／（価格による随意契約）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第11 契約 1 高額な契約	1 高額な契約（理事長専決を超えるもの）について、理事会の審議を行っているか。	・入札契約等通知 ・指導監督徹底通知5(3)エ	契約の方法は一般競争契約、指名競争契約及び随意契約に区分される。契約を結ぶにあたっては契約書を作成するとともに、業者選定理由、契約内容等契約の透明性、正当性は明確（文書化されていること）でなければならない。	・高額な契約（理事長専決を超えるもの）について理事会の審議を行っていない。	A	適・不適 該当の契約がある場合はチェック要
	2 高額な契約は入札方式としているか。	・入札契約等通知別表	高額な契約 ○会計監査を受けない法人 1,000万円超 ○会計監査を受ける法人 法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定（上限額） ・建築工事 : 20億円超 ・建築技術・サービス : 2億円超 ・物品等 : 3,000万円超 なお、調理業務等の契約についても対象となる。	・高額な契約を入札方式としていない。	A	適・不適 該当の契約がある場合はチェック要
	3 高額な契約で随意契約としている場合、要件を満たしているか（りん議書等を作成しているか）。			・高額な契約を随意契約としている場合に、要件を満たしていない、あるいは経過等が文書化されていない。	A	適・不適 該当の契約がある場合はチェック要
2 入札	1 入札の場合、予定価格を定めているか。	・入札契約等通知1(5)	予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定める。契約の目的となる物件又は役務について、前年度の実績や当該年度の予算を参考に取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定める。なお、施設整備などの契約の場合は、設計事務所に意見を徴するなどにより予定価格を定める。	・予定価格を定めていない。	B	適・不適 該当の入札がある場合はチェック要
	2 施設整備工事に係る契約の入札に、監事等が立ち会っているか。	・指導監督徹底通知5(2)ウ	施設整備工事（民間公益補助事業による施設整備を含む。）に係る契約について、入札を行う場合には、監事や複数の理事（理事長を除く）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。）が立ち会うものとする。	・入札に、監事等が立ち会っていない。	B	適・不適 該当がある場合はチェック要
	3 施設整備工事に係る契約の入札について、結果を一般の閲覧に供しているか。		入札後は入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額）を一般の閲覧に供する。	・入札結果を一般の閲覧に供していない。	B	適・不適 該当がある場合はチェック要
3 価格による随意契約	価格による随意契約について、2社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断しているか。	・入札契約等通知1(4)	価格による随意契約は、3社（下記の契約の種類ごとの金額を超えない場合は2社）以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。 ・工事又は製造の請負 250万円 ・食料品、物品等の買入れ 160万円 ・上記の2種類以外 100万円 ※ 10万円を超える契約について、相見積もり等により発注業者を選定することと指導している。	・価格による随意契約について、2社以上の業者から見積もりを徴していない。	B	適・不適

第11 契約（継続的な契約）／（契約書等）／（その他）

第12 運営費の弾力運用に関する要件

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検								
4 継続的な契約	適正な契約を維持するため、その契約期間中に、定期的に価格の調査等を行っているか。 (調査等の事績をりん議書等で残しているか。)	・入札契約等通知 1(4)後段	なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、定期的に価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。 契約を結ぶにあたっては契約書を作成する必要がある。 本市においては、従前の経理規程準則における規定を準用し、契約金額が100万円を超えない契約をするとき等は経理規程に定めた上で契約書の作成を省略することができる。ただし、その場合でも契約金額が50万円を超える場合は、請書を徴することとしている。	・継続的な取引を随意契約で行う場合に、その契約期間中に価格の調査等を行っていない。(りん議書等を作成していない。)	B	適・不適								
5 契約書等	1 契約書を作成しているか。 2 契約内容と履行状況は一致するか。 3 正当な債権者に支払っているか。			・契約書を作成していない。 (契約書の内容に不備がある。)	B	適・不適								
				・契約内容と履行状況が一致しない。	A	適・不適								
				・正当な債権者に支払っていない。	A	適・不適								
6 その他	その他契約に関する事項で問題はないか。			・重大な問題がある。 ・問題がある。	A B	適・不適 適・不適								
第12 運営費の弾力運用に関する要件	1 弾力運用局長通知1(1)の要件を満たしているか。 2 弾力運用局長通知1(2)の要件を満たしているか。 3 弾力運用局長通知1(3)の要件を満たしているか。 4 弾力運用局長通知1(4)の要件を満たしているか。			・弾力運用局長通知 ・弾力運用課長通知問5 ・弾力運用課長通知問8	運営費の弾力運用が認められる要件については、弾力運用局長通知等により、下記の(1)～(4)のとおり定められている。 (4)のみ要件を満たさない法人は、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、運営費等の使途範囲及び前期末支払資金残高の取崩しについての取り扱いが異なる。 新設法人については、一定期間(2年間程度)、資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されている場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。	・弾力運用局長通知1(1)の要件を満たしていない ・弾力運用局長通知1(2)の要件を満たしていない ・弾力運用局長通知1(3)の要件を満たしていない ・弾力運用局長通知1(4)の要件を満たしていない		適・不適 適・不適 適・不適 適・不適						
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>弾力運用の要件の充足状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>(1)～(4)の全てを満たしている</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>(1)～(3)を全て満たし、(4)のみを満たしていない</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>I II 以外</td> </tr> </tbody> </table>	区分	弾力運用の要件の充足状況	I	(1)～(4)の全てを満たしている	II	(1)～(3)を全て満たし、(4)のみを満たしていない	III	I II 以外		
区分	弾力運用の要件の充足状況													
I	(1)～(4)の全てを満たしている													
II	(1)～(3)を全て満たし、(4)のみを満たしていない													
III	I II 以外													

第12 運営費の弾力運用に関する要件

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
	<ul style="list-style-type: none"> ・弾力運用局長通知 1-(1) ・弾力運用課長通知 問1(答1) ・弾力運用局長通知 1-(2) ・弾力運用課長通知 問1(答2) ・弾力運用局長通知 1-(3) ・弾力運用課長通知 問2 ・弾力運用局長通知 1-(4)-① ・弾力運用課長通知 問3(答1~3) ・弾力運用局長通知 1-(4)-② ・弾力運用課長通知 問4(答2) 		<p>* 弾力運用の要件</p> <p>(1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知) 及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「適正な法人運営の確保」とは <ul style="list-style-type: none"> ① 役員・評議員の選任及びその配置、理事会・評議員会の開催等、組織運営が適正になされていること。 ② 社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていること。 ③ 人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていること。 <p>(2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知) など、別表1※に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。</p> <p>特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「適正な施設運営の確保」とは <ul style="list-style-type: none"> ① 入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていること。 ② 必要な規定の整備や配置基準に基づく職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていること。 ③ 労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていること。 <p>(3) 「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。</p> <p>財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開に当たっては、事業経営の透明性確保のため、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人の当該法人のホームページ及び広報誌により公開する外、各都道府県のホームページの活用などにより公開すること。</p> <p>なお、独立行政法人福祉医療機構に設置する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」において公開している場合は、これをもって当該要件を満たすこととする。</p> <p>(4) 利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号) により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。 ◎ 「入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」、「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」とは <ul style="list-style-type: none"> (答1) 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受付けていること。(答2) 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。(答3) 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。 ② 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について(平成26年4月1日雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行っている、サービスの質の向上に努めていること。 ◎ 第三者評価の結果の公表は具体的にどのように行うのか 第三者評価の結果の公表は、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページや広報誌等の活用などにより行うこと。 			

第13 移行時特別積立金等の取扱い（障害者総合支援法関係）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第13 移行時特別積立金等の取扱い 1 障害者総合支援法関係 (1) 移行時特別積立金の取扱い	(移行時特別積立金の取扱い) 移行時特別積立金として計上していた積立金は、新会計基準において積立の目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積立しているか。また、同額の現預金を他の現預金と区別し、積立しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 移行時特別積立金取扱通知 第1-2 運用上の取扱い 19 	対象となる経費は、廃止前の「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」第1の2に規定する経費であり、3により移行時特別積立金（以下「積立金」という。）として計上するとともに、積立金と同額の現預金を他の現預金と区別し、移行時特別積立預金（以下「積立預金」という。）として計上したもとする。	移行時特別積立金を保有する法人は、本ページ又は次ページのいずれか一方のチェック要 <ul style="list-style-type: none"> 積立金と同額の現預金を他の現預金と区別していない。 積立金と同額の積立資産を計上していない。 	B	適・不適
(2) 移行時特別積立金の名称について	移行時特別積立金等の名称は適正か。	<ul style="list-style-type: none"> Q&A 問13 	2 移行時特別積立金の勘定科目の取扱い 移行時特別積立金がある場合には貸借対照表の「純資産の部」その他積立金(大区分)の〇〇積立金(中区分)」を、また、対応する移行時積立預金については、「資産の部」固定資産(大区分)の「〇〇積立資産(小区分)」の科目を使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 積立金及び積立資産の名称が適切でない。 	B	適・不適
(3) 積立金及び積立預金の取崩し	1 取崩しの目的は適正か。 2 あらかじめ理事会の承認を得ているか。	<ul style="list-style-type: none"> 移行時特別積立金取扱通知 第1-3-(1) (2) (3) 	積立金及び積立預金は、次のいずれかの経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。 (1) 支援費制度から障害者総合支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援を行う事業所、指定障害者支援施設又は特定旧法指定施設（以下「指定障害者支援施設等」という。）の当初の運転資金（いわゆるつなぎ資金をいう。）として必要な経費。 ただし、運転資金については、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）及び「障害者総合支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第524号）に基づき、指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援又は指定旧法施設支援に要する費用の額として算定される額（平成18年10月又は移行月における見込額）の概ね3か月分を限度とする。 (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金が見込まれる場合の補填経費 (3) 当該施設を運営する社会福祉法人が次に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費（ただし、社会福祉・医療事業団からの借入金（平成10年9月以前に借り入れたものに限る。）の繰上償還のための経費を除く。） ① 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業 ② 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業	<ul style="list-style-type: none"> 取崩しの目的が適正でない。 理事会の承認を得ていない。 	B	適・不適
					A	適・不適

第13 移行時特別積立金等の取扱い（特別養護老人ホーム）

項目	指導監査事項	根拠法令等	基本的考え方	評価事項	評価区分	自主点検
第13 移行時特別積立金等の取扱い 2 特別養護老人ホーム				移行時特別積立金を保有する法人は、本ページ又は前ページのいずれかをチェック要		
(1) 移行時特別積立金の取扱い	移行時特別積立金については、新会計基準において積立の目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積立しているか。	・運用上の取扱い19	1 積立金を計上する際は、積立の目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積立てるものとする。	・積立資産が計上されていない。	B	適・不適
(2) 移行時特別積立金の名称について	移行時特別積立金等の科目の名称は適正か。	・Q&A 問13	1 移行時特別積立金がある場合には、貸借対照表の「純資産の部」その他積立金(大区分)の〇〇積立金(中区分)」を、また、対応する移行時積立預金については、「資産の部」固定資産(大区分)の「〇〇積立資産(小区分)」の科目を使用する。	・積立金及び積立資産の目的を示す名称が適切でない。	B	適・不適
(3) 移行時特別積立金(以下「積立金」)及び移行時特別積立預金(以下「積立預金」)の取崩し	1 積立預金は、元本が保証される安全確実な方法にて、施設ごとに管理しているか。 2 取崩しの目的は適正か。 3 あらかじめ理事会の承認を得ているか。 4 取崩しにあたり、積立預金の額が積立金の額を下回る場合はあらかじめ積立金を積立預金と同額まで取り崩しているか。 5 取崩しにあたり、独立行政法人福祉医療機構(旧社会福祉・医療事業団)からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を含めていないか。	・繰越金取扱通知第1-3-(1) ・繰越金取扱通知第1-4	積立預金は、預貯金など元本が保証される安全確実な方法にて、施設ごとに管理する必要がある。 (1) 積立金及び積立預金は、当該施設を経営する法人が次に掲げる事業を経営するために当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。 a 社会福祉法第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業 b 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業 (2) 旧通知により、措置制度から介護保険制度への移行時における当該指定介護老人福祉施設の当初の運転資金(いわゆるつなぎ資金という。)として必要な経費に積立金を流用したために、積立預金の額が積立金の額を下回る場合には、上記(1)の取崩しは、あらかじめ積立金を積立預金と同額まで取り崩した上で行わなければならない。 (3) 上記(1)の運営に要する経費には、決算処理に当たって欠損金が見込まれる場合の補填経費を含み、独立行政法人福祉医療機構からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を含まない。	・元本が保証される安全確実な方法で、(施設ごとに)管理されていない。 ・取崩しの目的が適正でない。 ・理事会の承認を得ていない。	B A	適・不適 適・不適
(4) 移行時減価償却特別積立預金の取崩し	移行時減価償却特別積立預金の取り崩しにあたり、理事会の承認を得ているか。 (関連：上記移行時特別積立金の取扱い)	・繰越金取扱通知第1-5	当該施設において、減価償却特別積立預金を取り崩す必要が生じた場合は、理事会の承認を得て、これを取り崩すことができる。(名称変更後は、その積立目的による。)	・移行時減価償却特別積立預金の取り崩しにあたり、理事会の承認を得ていない。	A	適・不適